

第 2 回

熊本県議会

# 文教治安常任委員会会議記録

平成19年6月19日

開 会 中

場 所 第 2 委 員 会 室

平成19年6月19日（火曜日）

午前10時2分開議

午後0時20分休憩

午後0時27分再開

午後1時52分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補  
正予算（第1号）議案第8号 熊本県警察本部の内部組織に  
関する条例の一部を改正する条例の制定  
について議案第9号 熊本県警察の職員の特殊勤務  
手当に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について報告第1号 平成18年度熊本県一般会計繰  
越明許費繰越計算書の報告についてのう  
ち請第1号 県立高等学校再編整備計画に関  
する請願請第4号 熊本県立八代東高等学校定時制  
の存続に関する請願請第5号 熊本県立阿蘇清峰高等学校の存  
続を求める請願請第6号 県立高等学校再編整備計画に関  
する請願閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に  
ついて

報告事項

①熊本県教育振興基本計画の策定について

②県立高等学校の再編整備等に係る計画の  
策定状況等について③熊本県中小企業振興基本条例への取り組  
みについて④行財政改革の取り組みに関する平成18年  
度実績について

出席委員（8人）

委員長 吉 永 和 世

副委員長 守 田 憲 史

委員 倉 重 剛

委員 松 村 昭

委員 小 杉 直

委員 平 野 みどり

委員 氷 室 雄一郎

委員 早 田 順 一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 柿 塚 純 男

総括教育審議員兼

教育次長 新 井 久 徳

総括教育審議員兼

教育次長 石 井 二三男

教育次長 中 村 和 道

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

福利厚生課長 中 村 義 臣

高校教育課長 石 井 博 憲

義務教育課長 木 村 勝 美

首席教育審議員兼

学校人事課長 松 葉 成 正

社会教育課長 遠 藤 洋 路

人権同和教育課長 堀 田 浩一郎

文化課長 梶 野 英 二

体育保健課長 八十田 宏

施設課長 橋 口 正 治

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 後 藤 泰 之

警察本部

本部長 横 内 泉

警務部長 蝦 名 幸 二

生活安全部長	徳 永 幸 三
刑事部長	林 泰 相
交通部長	黒 木 修
警備部長	島 崎 政 廣
参事官兼首席監察官	森 田 惟 信
参事官兼警務課長	松 本 一 幹
参事官兼会計課長	吉 村 郁 也
総務課長	吉 長 立 志
参事官（生活安全企画）	古 賀 清 也
参事官（少年）	竹 下 昭 治
参事官（刑事）	川 崎 広 文
参事官（組対）	藤 井 勝 公
参事官（交通）	富 永 義 喜
参事官（運転免許）	山 口 安
参事官（警備）	桐 原 健 良

事務局職員出席者

議事課課長補佐	菊 住 幸 枝
政務調査課課長補佐	松 本 公 利

午前10時2分開議

○吉永和世委員長 それでは、ただいまから、第2回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして自己紹介を申し上げます。

さきの第1回委員会におきまして委員長に選任いただきました吉永でございます。今後1年間、守田副委員長とともに誠心誠意委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますよう、心からお願ひ申し上げます。

また、教育長、警察本部長を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

次に、守田副委員長からごあいさつをお願

ひいたします。

○守田憲史副委員長 おはようございます。さきの第1回委員会におきまして、副委員長に選任いただきました守田憲史でございます。

今後1年間、吉永委員長を補佐し一生懸命、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員各位また執行部の皆様方の御協力を、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○吉永和世委員長 今回、新たに付託された請願が4件あり、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第1号についての説明者を入室させていただきます。

（請第1号の説明者入室）

○吉永和世委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願ひいたします。

（請第1号の説明者の趣旨説明）

○吉永和世委員長 趣旨は、よくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りをお願ひいたします。御苦勞さまでした。

（請第1号の説明者退室）

○吉永和世委員長 次に、請第4号についての説明者を入室させていただきます。

（請第4号の説明者入室）

○吉永和世委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願ひいたします。

（請第4号の説明者の趣旨説明）

○吉永和世委員長 趣旨は、よくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りをお願ひいたします。御苦勞さま

でした。

(請第4号の説明者退室)

○吉永和世委員長 次に、請第5号についての説明者を入室させてください。

(請第5号の説明者入室)

○吉永和世委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

(請第5号の説明者の趣旨説明)

○吉永和世委員長 次に、請第6号については、請第5号の説明者が趣旨説明を行うということでございますので、引き続き請第6号の説明をお願いいたします。

(請第6号の説明者の趣旨説明)

○吉永和世委員長 趣旨は、よくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

(請第5号、第6号の説明者退室)

○吉永和世委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。なお、自己紹介は課長以上をお願いします、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の幹部職員名簿で御承知おきいただきたいと思っております。

それでは、教育委員会柿塚教育長から順にお願いいたします。

(柿塚教育長～橋口施設課長の順に自己紹介)

○吉永和世委員長 次に、県警本部の横内警察本部長から順に自己紹介をお願いいたします。

(横内警察本部長～桐原警備部参事官の順に自己紹介)

○吉永和世委員長 それでは、執行部から教育委員会、警察本部の順に主要事業等の説明をお願いします。

質疑は付託議案等説明終了後に一括してお受けしたいと思います。

まず、教育長から総括説明をお願いします、続

いて担当課長から資料に従い、主要事業等の説明をお願いいたします

初めに、柿塚教育長。

○柿塚教育長 おはようございます。議案の説明等に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの県議会議員選挙におきまして御当選なされました委員の皆様方、まことにおめでとうございます。心からお喜びを申し上げますとともに、教育委員会の施策の推進につきまして、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本年度、教育委員会が取り組みます主な事業の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、本議会でも御質問がありましたが、教育基本法の改正を受け、県の教育振興に関する基本方針を総合的に取りまとめた教育振興基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

学力の向上につきましては、本県では児童生徒の学力を客観的に把握するため、平成14年度から「ゆうチャレンジ」を開発していますが、この「ゆうチャレンジ」の問題が文部科学省から高く評価され、ことし4月に実施されました全国学力・学習状況調査の問題開発の参考とされたところです。本県では、「ゆうチャレンジ」や県学力調査に本学力調査結果分析を加えまして、児童生徒の学力の状況及び教員の指導の実態をよりの確に把握いたしまして、さらなる事業改善を推進し、確かな学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

いじめ・不登校問題につきましては、各学校でのいじめ解消や予防の取り組みを支援するための「いじめ対応の手引き」を公立小・中学校のすべての教職員に配付いたしまして活用を進めるとともに、毎年6月を「いじめ根絶月間」と定めまして、「いじめ根絶シン

ポジウム」の開催を初め、いじめ根絶に向けての学校、家庭、地域が連携して取り組む機運を高め、取り組みの充実が図られるよう啓発を進めておるところでございます。また、学校、家庭、関係機関等のネットワークの構築、強化などを行いますスクールソーシャルワーカーを活用した新たな取り組みも進めてまいります。

高校生の就職支援につきましては、望ましい職業観、勤労観を身につけた人材育成のため、短期の就業体験に加えまして、実践的な知識や技能の体得のための長期の企業実習をモデル的に実施してまいります。

また、高校生の進学支援につきましては、地域から特に進学に対するニーズが高い学校を指定、育成し、生徒一人一人の進学の実現を図るとともに、県下全体の進学指導力の向上を図ってまいります。

障害のある児童生徒への教育につきましては、特殊教育から特別支援教育への転換を踏まえ、支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うための体制整備や理解啓発、教員の専門性向上などに努めてまいります。

県立高校の再編整備等につきましては、5月15日の教育委員会において「県立高等学校再編整備等基本計画」の第2次素案と「県立高等学校再編整備等実施計画(前期)」の素案を決定し、公表したところでございます。

今後、両計画につきましては、夏をめぐりに素案から案にし、パブリックコメントを経て、秋をめぐりに計画を決定できればと考えておるところでございます。

また、再編整備に伴う通学事情が著しく悪くなるような場合の交通手段について、しっかりと確保できるよう前向きに研究してまいりますと考えております。

少子化とそれに伴う県立高校の小規模化が進む中、高等学校段階で求められる教育環境を確保していくためには、県立高校の再編整

備は避けられないと考えております。皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

社会教育については、家庭教育に関するキャンペーンを展開するとともに電話相談やテレビ放送等の各種事業を実施することにより、すべての家庭に届く家庭教育支援に努めてまいります。また、新規事業として放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民の皆様方との交流活動等を実施する「放課後子ども教室推進事業」を実施いたします。さらに、熊本県子どもの読書活動推進計画に基づきまして、読書フェスティバルの開催や、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた障害のある子供たちの読書活動の支援に努めてまいります。

人権教育につきましては、学校の管理職や人権教育担当者を初め、全教職員の基本的認識の確立と実践的指導力の向上を図るため、各種人権教育研修の充実に努めてまいります。

あわせて、人権教育啓発資料の作成や社会教育における指導者の育成等を通して、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

本県の文化芸術の発展や観光振興に寄与することを目的として、財団法人永青文庫が所有する国宝級を含む本県ゆかりの美術品等を、県立美術館に常設展示するための施設改修及び調査研究等を行ってまいります。

なお、平成20年春のオープン予定でございます。

体育・スポーツの振興については、生涯を通じた健康・体力づくりの推進を図るため、「子どもの体力向上推進事業」に取り組むとともに、中高齢者の体力向上についても「シニア元気体力向上支援事業」により、習慣的運動が体力や健康に与える効果を検証し、啓発を図ってまいります。

学校安全については、近年学校管理下にお

ける事件、事故が大きな問題となっているため、本年度も引き続き「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」を中心に、県内すべての学校における児童生徒の安全が図られるよう積極的に取り組んでまいります。

教育環境の整備、充実については、災害発生時における生徒及び教職員の安全性の確保のため、耐震改修事業を計画的に実施いたします。

また、校舎等の改築事業として、菊池高校、人吉高校五木分校の工事、熊本商業高校、済々黌高校管理棟及び北稜高校北校舎の実施設計を行うこととしております。

次に、今議会に提案されております教育委員会関係議案の概要につきまして、御説明いたします。

第1号議案、平成19年度熊本県一般会計補正予算は、県立高等学校の施設整備に要する経費について、約6,400万円を計上しております。

身体に障害を持った生徒が安全かつ円滑な学校生活を送るため、エレベーター設置等を行うこととしております。

また、報告第1号で、高等学校施設整備事業等に係る繰越計算書の報告をしております。

以上が、本年度の主要事業及び今議会に提案されております議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いたします。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の、平成19年度主要事業及び新規事業という説明資料をごらんください。

まず、1ページから8ページまでは、教育委員会の組織機構や分掌事務でございます。

説明は、省略させていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。教育

委員会全体の平成19年度当初予算総括表でございます。

一般会計予算は、総額1,645億6,400万円余となり、前年度比で、2億1,800万円余、0.1%の増となっております。

各課別の内訳は、表のとおりでございます。

増額の主なものでございますが、高校教育課では従来、国際課で計上しておりました高等学校英語指導助手費の移管、学校人事課では教職員退職手当の増、文化課では永青文庫の常設展示室の整備に係るものでございます。

一般会計に2つの特別会計を加えました当初予算総額は、1,660億4,800万円余となりまして、前年度比で4億8,600万円余、0.3%の増となっております。

次に、10ページをお願いいたします。教育政策課の主要事業及び新規事業でございます。

まず、教育振興基本計画策定事業でございますけれども、これについては後ほど報告事項で説明いたします。

次に11ページ、くまもと「教育の日」事業でございます。

これは、教育の重要性について県民の方の理解を得るとともに、教育関係者が新たな思いで教育に取り組む経費とすることなどを目的に、11月1日をくまもと教育の日と定め、県内全域でこの趣旨に沿った催しを幅広く行っております。3年目でございます。

本年度は、教育振興基本計画の策定に取り組むことから、本県教育の方向性について考え、また、教育の質的向上を目指す契機とするためのフォーラムを、11月1日、熊本市民会館で開催することとしております。

各地域におきましては、教育事務所単位の地域教育フォーラムの開催や各学校の公開授業や研修会等の実施を予定しています。

12ページをお願いいたします。教育広報事業でございます。

教育改革に向けた取り組みについて、教育にかかわる方との連携を図るために、教職員向けの「教育くまもと」と保護者向けの「ばとん・ぱす」などの教育広報誌を発行し、またホームページや報道機関等を通じた情報発信により、積極的に広報活動を進めてまいります。

13ページでございます。教育情報化推進事業でございますが、社会の情報化に伴いまして、児童生徒には情報に対するしっかりしたモラルをはぐくみながら、情報通信技術を的確に活用できる能力を進める一方で、教職員には情報通信技術を活用して児童生徒に対し確かな学力を定着させられるよう、指導力を身につけてもらう必要がございます。そのために、教職員に対しましては各学校にリーダーを配置すること等によりまして、情報通信技術を活用した指導力アップや授業内容の改善と情報交換の促進に努めているところでございます。

以上が教育政策課の新規及び主要事業でございます。よろしくお願いいたします。

○中村福利厚生課長 福利厚生課でございます。

平成19年度の主要事業について、御説明いたします。資料の、14ページをお願いいたします。

まず教職員福利厚生事業でございますが、本事業は公立学校共済組合熊本支部が実施します教職員の福利厚生事業に対し補助を行うものでございます。内容は、人間ドッグとメンタルヘルス関係事業でございます。

次に、教職員住宅建設事業でございますが、本事業は平成13年度までに建設をいたしました教職員住宅に係る公立学校共済組合本部への償還金及び廃止をいたします教職員住宅12戸の解体工事費用、並びにダム建設に伴います人吉高等学校五木分校教職員住宅の移転費用でございます。

以上が福利厚生課の主要事業でございます。よろしくお願いいたします。

○石井高校教育課長 高校教育課でございます。

平成19年度の主要事業について、御説明いたします。資料は、15ページから17ページまででございます。

まず、地域重点校育成推進事業でございます。この事業は、これまで行ってきました進学支援事業を拡充し、地域から特に進学に対するニーズが高い県立高校を重点校に指定し、生徒一人一人の進学の夢を実現させるとともに、その進学指導のノウハウを県全体に普及し、大学進学率の向上を目指すものでございます。

16ページをお願いいたします。

次に、高校生就業体験等支援事業でございます。本事業は、望ましい勤労観、職業観を育成するための就業体験を実施するとともに、実践的な知識や技術の体得のための企業での実習と学校での講義等を組み合わせた授業をモデル的に実施し、実践的な産業人の育成を図るものでございます。

本事業の実施により、社会に貢献できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育ステップアップ事業でございます。本事業は、特殊教育から特別支援教育への転換を踏まえ、特別支援教育の体制整備、理解啓発、教員等の専門性の向上を図るもので、学校、家庭、福祉等の関係機関との連携を図るためのネットワークの構築、セミナーの開催やコーディネーター養成研修などを行うこととしております。

本事業の実施により支援が必要な幼児、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育に努めてまいりたいと考えております。

17ページをお願いいたします。

次の、ほほえみスクールライフ支援事業で

ございますが、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する養護学校に看護師を配置し医療的ケアを行うとともに、研修を受けた教員が看護師と連携し医療的ケアの一部を実施するものでございます。

これにより、児童生徒が安心して学習できる環境の整備、保護者の介護負担の軽減を図ってまいります。

最後に、県立高等学校教育整備推進事業でございます。社会状況の変化や生徒数減少に対応するため、県立高校の再編整備を推進する事業で、基本計画の策定、前期の実施計画策定、地域説明会などを行うこととしております。

県立高校の再編整備につきましては、この後、詳しく説明いたしたいと思っております。

以上、高校教育課の主要事業でございます。よろしく願いいたします。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

平成19年度の主要事業について、御説明させていただきます。資料は、18ページから20ページでございます。

まず「かがやけ！肥後っ子」事業でございます。本事業は、就学前教育推進の事業でございます。生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期に、県民が一体となって、たくましく心豊かな子供をはぐくむよう推進していくとともに、就学前から小学校以降の教育への円滑な移行と、確かな接続を図りながら、肥後っ子かがやきプランに基づいた環境づくりを進めてまいります。

特に本年度は、就学前教育の振興充実モデル実践研究として、幼・保、小中連携の実践研究、幼・保における親の子育て力アップの実践研究、大学と連携した接続期の研究の3分野において、地域を指定し実践的な研究を推進してまいります。

次に、学力向上対策事業でございます。本

県における児童生徒の学力向上を図るため、研修会等を通じて教職員の指導力の向上に努めるとともに、教科における基礎的、基本的事項の定着状況を客観的に評価するための問題「ゆうチャレンジ」や、中学生に発展的な問題に関心を持たせやる気を喚起する問題「まいチャレンジ」の開発を引き続き行ってまいります。

また、熊本県学力調査を昨年度に引き続き、県内小中学校の6割を抽出して実施し、児童生徒の定着状況や教師の指導上の課題を明らかにした上で、その課題解決を図るための事業改善に向けた取り組みを重点的に行ってまいります。

19ページをお願いいたします。

いじめ・不登校対策総合推進事業でございます。本事業は、いじめ・不登校問題の予防及び解消、根絶に向けた総合的な対策を検討するための、不登校等対策検討委員会の開催や、教職員等に対するカウンセリング能力向上のための研修、各種教育相談員の派遣等を行ってまいります。

また、専門的知識を持ったスクールカウンセラーの配置につきましては、配置の形態を見直し、1人のカウンセラーが2校を担当するなどの効率的な配置を行い、延べ116校の中学校に配置し、学校での教育相談体制の充実に努めてまいります。

次に、子どもたちの自立支援事業でございます。

本事業は、文部科学省からの全額国庫の新規事業でございます。2教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、関係機関等の連絡調整を行いながら、いじめ・不登校問題の解決に向けた総合戦略の提案及び連携ネットワークのあり方等についてのモデルとしての調査、また指定地域及び指定校において不登校児童生徒の自立性に向けたカリキュラムやプログラム開発等の実践的な調査研究を実施してまいります。



20ページをお願いいたします。

指導力強化研修事業でございます。子供からの信頼をなくし授業が成立しないなどの教員が現実に存在しており、こうした教員は児童生徒への教育の責任が果たせないばかりか、子供の人格形成に重大な影響を与えかねず、本県教育の重大かつ緊急の課題であると考えております。

そこで、指導力不足教員と判定された教員を県立教育センターに派遣し、原則1年間の集中した研修を実施し、指導力を回復させ学校現場に復帰させていきたいと考えております。本年度の受講者数は、3名となっております。

最後に、食育推進事業でございます。本事業は、学校における食育の充実を図り、生涯にわたり、みずからの健康管理ができる児童生徒を育成することを目的とした事業でございます。学校教育活動全体を通じた食育推進を図るため、本年度から新たに任用する栄養教諭の資質向上のための研修や実践発表会の実施、また、すべての県立農業高校を指定し、近隣の幼稚園、保育所、小中学校との食に関する交流活動などを実施してまいります。

以上、義務教育課の平成19年度主要事業でございます。よろしくをお願いいたします。

○松葉学校人事課長 学校人事課でございます。

本課の主要事業につきまして御説明をいたします。説明資料21ページをお願いいたします。

まず、豊かな育ちをつなぐ35人学級編制事業でございますが、基礎学力の充実と基本的な生活習慣の確立をねらいとして、現在、県下の全小学校1、2年生におきまして35人学級編制を実施しております。35人学級編制についてアンケートを実施した結果、児童のあいさつや給食の状況といった基本的な生活習慣の定着状況や教師の指導方法の工夫改善に効果

的だとの回答があり、導入校ではきめ細かな学習指導や基本的な生活習慣の確立など、一定の制果を上げております。

平成19年度も引き続き小学校1、2年生の35人学級編制を実施し、その効果を検証していくこととしております。

次に、新規事業の小中学校庶務事務集中化事業について御説明いたします。

現在、学校人事課や各教育事務所で行っております臨採の先生方の給与事務や旅費事務などを学校人事課に集中するため、臨採給与計算事務をホストコンピューターで行うことができるよう、システムを改修するものがございます。これにより、臨採の先生方につきましても本採と同じ流れで事務処理を行うことが可能となるとともに、口座振り込みが可能となり効率化につながると考えております。

また、あわせて扶養手当などの認定権限を市町村に移譲することで認定事務の迅速化、効率化を図りたいと考えております。これらの取り組みにより、事務職員15人程度の人員削減効果もあると考えておるところでございます。

次に、学校の組織運営に関する調査研究事業について御説明いたします。

これは、学校運営を支える機能の充実のため、現行の校長、教頭の管理職と一般教職員との間に、監督権限を持った主幹教諭の導入など、新たな職の設置について検討するものがございます。平成16年度より内部的に調査研究を行ってまいりましたが、平成18年度からは文部科学省の委嘱事業、学校の組織運営に関する調査研究、平成20年度までの3カ年でございますけれども、これを受けまして具体的な検討を始めたところであります。

今後は、平成19年3月10日の中教審答申や学校教育法の改正予定を踏まえまして、副校長や指導教諭等も含めて、本県の実情に合った新たな職の設置に向け検討を進めていきた

いと考えておるところでございます。

以上が、学校人事課の主要事業でございます。よろしく願いいたします。

○遠藤社会教育課長 社会教育課でございます。

資料は、22ページから23ページでございます。まず、22ページをお願いします。

放課後子ども教室推進事業は、平成19年度の新規事業でございます。この事業は、福祉部局が実施する放課後児童健全育成事業と連携しながら推進する、すべての子供たちを対象とした総合的な放課後対策事業です。

内容としては、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得まして、子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを実施するものでございます。

事業を実施する市町村に対する経費の補助と、県が実施する指導者研修などの事業に要する経費でありまして、国と県の補助事業でございます。

次に、家庭教育力活性化支援事業は、幅広く関係機関等と連携、協力を図りながら、キャンペーンを通じた家庭教育の重要性の啓発、広報、それから家庭教育に関する学習相談機会の提供などを実施し、家庭教育力の向上を図るものでございます。

次に、23ページをお願いします。

障害のある子どもたちの体験活動推進事業は、障害のある子供たちを対象に、県立の青少年教育施設を活用して、宿泊を伴い、ハイキング、海浜活動、野外炊飯などの自然体験活動の機会を提供して、生活能力や人間関係能力などをはぐくみ、生きる力の基盤を育成するものでございます。

次に、障害のある子どもたちの読書活動推進支援事業は、県立図書館、点字図書館、特別支援学校、民間団体などと協力しながら、布の絵本の作成研修会や手話を交えたお話し

会などを実施しまして、障害のある子供たちの読書活動を推進していく事業でございます。

最後に、子どもの読書活動推進支援事業は、熊本県子供の読書活動推進計画「肥後っ子いきいき読書プラン」に基づいて、児童生徒の読書活動を推進するための指導者育成の研修会やフェスティバルの開催とともに、啓発資料の作成、配布等を通じて、子供の読書活動の推進に関する社会的機運の醸成を図るものでございます。

以上が社会教育課の主要事業でございます。よろしく願いいたします。

○堀田人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

資料の24ページをお願いします。

ここに掲げています各種人権教育研修事業でございますが、この事業は、学校教育において人権教育推進に中心にかかわる管理職また担当教員等を対象としまして、さまざまな人権問題についての認識を深め、実践的な指導力向上を図るための研修をしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○梶野文化課長 文化課でございます。

資料の25ページをお願いします。

まず、永青文庫常設展示室整備事業でございますが、本県の芸術文化の発展や観光振興を目的といたしまして、財団法人永青文庫が所有します美術品等の一部を県立美術館に常設展示するための施設改修や開館に向けての準備及び永青文庫の美術品等の調査研究を行う事業でございます。既に改修工事の契約も済み、来年の3月完成予定でございます。

次に「熊本城築城400年記念展」開催事業につきましましては、熊本城の築城400年記念事業の一環としまして、歴代熊本城主にまつわ

る美術品等約200点を一堂に集めた展覧会を県立美術館で開催する事業でございます。会期は、10月12日から11月25日の41日間の予定でございます。

26ページをお願いします。

鞠智城整備事業でございます。全国でも数少ない古代山城である国指定史跡鞠智城につきましては、文化財を生かした歴史公園を目指し調査と整備を進めておりまして、平成19年度も引き続き発掘調査及び広場の整備やサイン設備等の整備を予定しております。

なお、関係部局や地元と一体となって取り組んでおります国営公園化につきましては、イベントの開催や学校での活用など、啓発と機運の醸成に努めてまいります。

次に、ふれあい芸術こども劇場事業でございますが、本物の芸術文化に触れる機会が少ない子供たちに、すぐれた舞台芸術に接する場を提供しまして、豊かな情操を養い、文化創造の新たな担い手としての育成を図る事業でございます。

事業内容としましては、単県事業の「いきいき芸術体験教室」事業として、声楽や打楽器の演奏者などを学校に派遣するものでございまして、本年度は、8プログラム63校で実施する予定としております。

そのほか、文化庁事業の本物の舞台芸術体験事業としまして、オーケストラや演劇などの公演を23校で実施する予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。

資料は、27ページをお願いいたします。

最初に、子どもの体力向上推進事業でございます。社会環境や生活様式の変化に伴い、全国的に児童生徒の体力は低下傾向にあります。本県も同様の傾向にありましたが、平成16年度以降は、徐々にではありますが、向上の傾向が見られるようになってきました。

本県では、これまでに体力テストの結果を活用して、体力づくりができるようなプログラム、また体力テスト診断ソフトを開発し活用しております。

本年度は、新たに体力向上優良校制度を導入し、効果的な実践を県内に発表し、体力向上を推進してまいります。

次に、シニア元気体力向上支援事業でございます。

健康の維持増進に果たす運動の重要性を実証するために、中高齢者を対象に高精度体組成測定器を活用したモデル的なスポーツ教室を開催し、具体的な効果検証を行い、成果を広く県民に周知、啓発することを目的とした事業で、体力アップ啓発事業と体力アップ効果検証事業からなる3カ年の事業でございます。

本事業は、県民のスポーツ資質の向上につながるよう、また市町村が地域の総合型地域スポーツクラブを活用した4つの事業を行うモデルとなるよう、事業推進に取り組んでまいります。

資料28ページをお願いいたします。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業でございます。学校管理下で起こる事件、事故から児童生徒を守るため、平成17年度から実施をしている全額国庫補助の事業でございます。

事業内容としましては、学校安全ボランティア養成講習を県内13カ所で実施をいたします。また、地域の精通者等の方々を地域学校安全指導員に委嘱しまして、学校安全ボランティアと連携しながら、小学校を対象にパトロールを強化します。さらに2地域をモデル地域に指定し、実践校での防犯訓練、安全マップの作成などを実施し、事業終了後に成果を発表いたします。

最後に、競技スポーツ振興事業でございます。本県競技力の維持向上を目指し、今後国体を初めとする各種全国大会などに向けた選

手強化及び各種競技の底辺拡大を図るための事業でございます。

昨年、国民体育大会では、男女総合成績12位、女子総合成績9位という好成績をおさめております。本年度も競技力の維持向上に向け、中長期的な展望に立った選手育成の視点から、ジュニア期から成人までの一貫指導を中心とした取り組みを推進していきたいと考えております。

なお、子供の体力向上推進事業、シニア元気体力向上支援事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の3事業につきましては、本年度、県の元気づくりプロジェクト事業に位置づけられております。

以上、体育保健課の主要事業でございます。よろしく願いいたします。

○橋口施設課長 施設課でございます。

29ページをお願いいたします。

まず、耐震改修事業でございます。震災時における生徒及び教職員の安全性の確保のため、県立高等学校施設の耐震化を進めるもので、耐震診断32棟、耐震設計17棟、耐震改修工事13棟を予定しております。

次に、校舎新・増改築事業でございます。県立高等学校老朽施設等の増改築事業の実施により、施設の安全性の確保、機能の向上等を図るもので、事業内容に記載の5校について今年度実施を予定しております。

以上が施設課の主要事業でございます。

よろしく願いいたします。

○吉永和世委員長 引き続き、横内警察本部長から、総括説明をお願いいたします。

○横内警察本部長 おはようございます。

文教治安常任委員会の委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、まずもってこの場をお

かりして心からお礼を申し上げます。

また、吉永委員長並びに委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、さきの交通機動隊安全運転競技大会あるいは警察柔道・剣道大会に御臨席いただきましてまことにありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

本日は、初めての委員会でございますので、本県警察の業務概要等について御説明申し上げます。

なお、各部門の業務概要及び主要事業につきましては、後ほど担当部長から説明いたしますので、私からは最近の治安情勢と本年の重要課題について、その概略を説明させていただきます。

まずは最近の治安情勢であります。県警察では、県民が安心して暮らせる安全で安心な熊本の確立を目指して、平成16年6月に策定した熊本県警察緊急治安対策プログラムに基づき、組織を挙げて諸対策を推進中ですが、その結果、昨年1年間の刑法犯認知件数が2万54件と、対前年比でマイナス2,137件、率にして9.6%減少するなど、平成16年から3年連続して犯罪総量の減少を見たところであります。ところが、本年に入り、自転車盗など一部罪種が増加に転じ、5月末現在で刑法犯認知件数が8,231件と、対前年比で465件、率にして6.0%増加するなど、いわゆる指数治安の改善傾向にかげりが見え始めているところでもあります。

また、東京都内や愛知県下におけるけん銃発砲立てこもり事件や長崎市長射殺事件など、全国的にけん銃を使用した凶悪事件が相次いで発生しておりますが、本県におきましても、昨年11月、城南町において猟銃発砲人質立てこもり事件が発生し、救出に当たった警察官が重篤な傷害を負ったのは記憶に新しいところであり、県民の皆様が安全安心を肌で感じる体感治安の観点からも、まだまだ厳しい現状が続いております。

このような治安情勢を踏まえ、県警察では本年も引き続き、街頭犯罪等抑止総合対策を重点課題として掲げ、街頭活動の強化による検挙活動や地域安全情報の積極的な提供、さらには地域住民の方々の自主防犯パトロールに対する支援など、地域社会と一体となった犯罪抑止活動に取り組んでまいります。

また、県民生活に大きな不安と脅威を与える殺人、強盗等の重要犯罪の徹底検挙や銃器対策を含めた暴力団等組織犯罪対策につきましても取り組みを強化しているところであり、犯罪の抑止と検挙の両面で治安回復を確実なものにしていきたいと考えております。

このほかにも、本年11月に開催されます第31回全国育樹祭に伴う警備対策を初め、交通事故防止対策、あるいは少年の非行防止と保護対策など重要な課題が山積しておりますが、県警といたしましては県民の安全で安心な生活を確保するため、これらの一つ一つに対しましても全力で取り組んでまいります。

次に、警察関係の議案であります。今回御審議いただきますのは、第8号議案熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第9号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、報告第1号議案平成18年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての3件であります。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

なお、終わりに、県議会を初め各方面から多大なる御支援をいただき、平成14年度からの6年間で本県警察官255人の増員が行われたところでもあります。

県警察では、これら増員分を含め、県下の治安情勢に即した効果的な人員の配置運用に努めているところであり、今後はその増員効果を目に見える形で県民の皆様にお示しし、県民の皆様はその成果を実感していただける

よう努めてまいりたいと考えておりますので、委員長初め委員の皆様方には、引き続き警察活動に対する御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

○蝦名警務部長 失礼ながら、着座のまま説明させていただきます。

警務部は、お手元の資料に沿って業務概況等を説明いたします。

資料1ページには、所属長以上の幹部職員を記載しており、資料2ページから警務部関係の業務概況等々になっております。

第1は、熊本県警察の組織についてであります。資料2ページをごらんください。

県警察を管理している公安委員会は3人の委員によって構成され、県警察の運営全般についての審議等を行っております。

次に、県警察の組織につきましては、警察本部長のもと警察本部に29の所属と警察学校があり、また県下に23の警察署がございます。

昨年度末には司法制度改革に対応するため、刑事部に刑事企画課を新設しております。

資料3ページには、警察署の管内概況を示しております。各警察署には交番、駐在所等が設置され、24時間態勢で県内全域の治安維持に当たっております。

資料4ページには、警察職員の条例定数を掲げております。本県では、知事を初め県議会議員の皆様御理解と御支援により、本年度30人の警察官が増員され、警察官の定数も3,030人となったところであります。県警察では、今後この増員を治安回復という成果でお示しできるよう努力してまいり所存ですが、棒グラフでお示ししておりますとおり、本県の警察官1人当たりの負担県民人口は628人と、九州各県の中で最も高いことから、引き続き皆様の御理解をいただきながら、警察官の増員を要望してまいりたいと考えております。

資料5ページには、警察官の採用予定、配

置時期等を示しております。警察官の採用試験は年2回実施しておりますが、今回の増員分30人についてはできる限り早く第一線に配置するため、7月に実施されます警察官A大卒課程の採用試験合格者の中から、既に大学を卒業している者を10月に採用することとしております。

資料6ページには、警察職員の年齢構成比を示しておりますが、グラフのとおり50歳以上の比率が高く、組織の高齢化が顕著であります。

第2は、本年の県警察の運営方針及び重点目標についてであります。資料7ページをごらんください。

県警察では本年、治安回復に向けた力強い警察活動の推進を運営方針に掲げ、さらに8つの重点目標を定め、職員一人一人が安全で安心な熊本を目指して各種施策を推進しているところであります。

第3は、熊本県警察緊急治安対策プログラムの推進についてであります。資料8ページをごらんください。

県警察では、治安の悪化に歯どめをかけるため、平成16年6月に策定した熊本県警察緊急治安対策プログラムに基づき、街頭犯罪や交通事故の抑止に向けた諸対策を推進してきたところであります。

第4は、警察改革の推進についてであります。資料9ページをごらんください。

警察改革については、警察行政の透明性を確保するため、公安委員会及び警察本部長についての情報公開の実施機関となり、積極的に情報公開を進めております。

第5は、被害者支援総合対策の推進についてであります。資料10ページをごらんください。

被害者支援総合対策については、社団法人熊本犯罪被害者支援センターとの連携を図りながら、被害直後における支援活動、県民の意識啓発及び被害者支援ネットワークの拡充

等を行っております。

第6は、警察費予算についてであります。資料の11ページをごらんください。

本年度当初の警察予算は総額426億4,200万円で、前年度比マイナス0.4%、額にして1億5,600万円減少し、県予算に閉める割合は5.8%となっております。

第7は、大量退職・大量採用時代への対応についてであります。資料の11ページ及び12ページをごらんください。

大量退職・大量採用時代に入り、現場執行力の低下が懸念されるため、優秀な人材の確保を初め、採用時教養や技能伝承などの職場教養、実戦的な術科訓練の強化などに取り組んでおります。

第8は、警察施設の整備状況についてであります。同じく資料12ページをごらんください。

築後40年を経過する水俣警察署の整備につきましては、本年度は施工業者を決定し、9月県議会の契約承認後に平成20年度の完成を目指して新築工事に着工いたします。

第9は、警察情報管理システムの整備についてであります。資料13ページを、ごらんください。

平成18年度末で2,767台のパソコンを整備し、県下全所属間をパソコンネットワークで結んでおり、県民への行政サービスの向上、情報伝達の迅速化等に威力を発揮しております。

第10は、行政手続の電子化についてであります。同じく資料13ページをごらんください。

県警察におきましても平成17年度より運用を開始し、現在、遺失届け等の7業務を運用しております。

第11は、個人情報漏えい防止についてであります。同じく資料13ページをごらんください。

県警察では、本年3月31日をもって私物パソコン及びフロッピー等の私物外部記録媒体

の使用を禁止し、公務の必要上、情報を庁舎外に持ち出す際には、外部記録媒体として公用フロッピー等を使用すること及び情報の暗号化を徹底するなど、情報漏えい防止対策を図っております。

最後になりますが、委員の皆様のお手元に「熊本のまもり」という冊子をお配りしております。県警の業務や活動等を紹介した内容となっておりますので、本日の業務概況説明の参考としてごらんいただければ幸いです。

警務部からは、以上でございます。

○徳永生活安全部長 それでは、生活安全部から御説明を申し上げます。

資料は、14ページからでございます。

まず最初は、県警察が最重点として取り組んでおります、街頭犯罪等抑止総合対策の推進についてであります。

県内の刑法犯の認知件数につきましては、平成16年6月に策定しました熊本県警察緊急治安対策プログラムに基づき各種施策を実施してまいりました結果、県内の刑法犯認知件数は昨年まで3年連続で減少するなど、一定の成果を上げているところでございます。

しかし、先ほど本部長から説明がございましたように、本年5月末現在の刑法犯認知件数は8,231件で、前年対比プラス465件と急激に増加に転じております。特に、県民の皆さんの身近なところで発生する犯罪である自転車盗や車上ねらいを中心に街頭犯罪認知件数が大幅に増加するなど、犯罪情勢は極めて厳しい状況にあるところであります。

このような中、本年における刑法犯の認知件数の増加の抑止をすべく、県警察の総力を挙げて諸施策を推進しているところであります。

その主な施策としましては、パトロール隊のリーダー研修会やパトロール用ユニフォーム等を提供することによる民間ボランティア等の自主防犯活動の促進、防犯パトロールへ

の活用や子供の安全確保等のための犯罪、防犯情報のタイムリーな提供、防犯意識の高揚と防犯活動の波及、拡大のための子供を守る地域安全安心ステーション推進事業等の重点施策事業の推進等に努めているところでございます。

次に、15ページの地域警察活動について御説明申し上げます。

地域警察官は交番、駐在所等を活動の拠点として、すべての警察事象に即応する活動を行うとともに、パトロールなど街頭活動を行うことにより、各種犯罪の抑止、検挙に努めているところであります。

各種犯罪の抑止、検挙を促進するに当たっては、大量退職に伴って大量に採用された経験の浅い地域警察官に対する指導を徹底し、執行力の強化を図っております。

また、交番相談員の増員と効果的運用を図ることによりまして、交番に勤務する警察官のパトロールの強化を図っているところであります。

3番目は、16ページの少年非行の概況についてであります。刑法犯で検挙、補導された少年は、昨年まで3年連続して減少しているものの、自転車盗や万引き等の初発型非行が多発傾向にありまして、全刑法犯の検挙人員に占める少年の割合は依然として全国平均を上回るなど厳しい情勢にあります。

一方、インターネットの出会い系サイト等を通じた児童買春や児童ポルノなど、少年たちを食い物にする福祉犯事件被害も急激に増加していることから、取り締まりを強化しているところであります。

また、取り締まりと並行して被害少年の立ち直り支援、あるいは地域社会が一体となって取り組む少年の健全育成活動など、少年の非行防止と保護の両面にわたる総合対策を推進しているところであります。

第4は、17ページから18ページの生活経済・生活環境・風俗事犯についてでありま

す。

昨年、県民生活に直結するやみ金融事犯、著作権法違反や商標法違反などの知的所有権侵害事犯等の生活経済事犯については、200件、200人を検挙しております。

特にやみ金融事犯については、平成15年から集中取り締まり実施しているところであり、昨年中、暴力団周辺者や右翼団体による貸金業の無登録営業、高金利事犯等21件、21人を検挙し、九州各県警で最多の検挙件数となっております。

また、廃棄物事犯等の生活環境事犯及び売春、風営適正化法違反等の風俗事犯についても取り締まりを強化しているところであり、そのうち廃棄物事犯につきましても、九州各県中最多の検挙件数となっているところでございます。

今後も悪質な事犯については強制捜査を行うなど、厳正に対処してまいりたいと思っております。

最後に19ページのストーカー・DV対策及びサイバー犯罪対策についてでございます。

昨年中、ストーカー事犯につきましては388件の相談があり、その中で10件を警告し9件を検挙しております。

また、DV事案相談対応状況につきましては、234件の相談事案に対応し、37件を口頭警告し18件を検挙しております。

今後も、相談者等の身の安全を最優先として対応を図ってまいります。

サイバー犯罪対策につきましては、不正アクセス事件等で48件、11人を検挙しているところであり、今後とも関係行政機関等と連携して、適正に対応してまいり所存でございます。

以上で生活安全部の説明を終わらせていただきます。

○林刑事部長 刑事部から御説明申し上げます。

20ページの刑法犯の認知件数、検挙状況についてであります。警察本部長からも話がありましたように、平成18年中の刑法犯の認知件数は2万54件で、平成16年以降3年連続で減少しております。うち38.1%を検挙しております。

なお、認知件数の約8割は窃盗犯罪であります。

次に21ページ、重要犯罪についてですが、平成18年中における重要犯罪は、殺人、強盗などの認知件数227件、検挙件数は149件でありまして、平成18年中の捜査本部設置事件は、鹿本郡植木町豊田における女性殺人・死体遺棄事件の1件のみでありまして、被疑者を検挙しております。

次に、22ページであります。

22ページは、重要窃盗犯の状況でありまして、平成18年中、身体に被害が及ぶおそれのある侵入盗等の重要窃盗犯の認知件数は2,001件、検挙件数は1,933件でありまして、検挙率96.6%で、全国で1位という結果でありました。

検挙した主な事件としましては、そこに書いてありますが、八代署で検挙しました寺院併用住宅対象の広域窃盗事件などがあります。

続いて、23ページの知能犯事件についてあります。18年は、認知件数が875件、このうち振り込め詐欺が349件で、前年に比べまして件数で113件、被害金額で約8,100万円減少しております。

なお、平成18年に検挙しました主な知能犯事件としましては、公立多良木病院組合事務長らによる臨床検査業務委託等をめぐる贈収賄事件などがあります。

次に、25ページであります。暴力団対策についてであります。

県内では、平成18年末現在で46組織、約1,100人の暴力団員を把握しております。全国的に山口組への一極集中が顕著となった中、



本県におきましても構成員等の2人に1人は山口組系となっております。暴力団は、活動形態をさらに不透明化させるとともに、資金獲得活動を多様化させておりますが、総合的な暴力団対策を推進中であり、平成18年中は暴力団構成員等を274人検挙しております。

次に27ページ、薬物・銃器対策についてであります。18年中、覚せい剤等の薬物犯罪で217人検挙しております。現在は特に覚せい剤及び大麻事犯が増加しております。

銃器犯罪につきましては、平成18年中、県内におきまして拳銃10丁を押収しておりますが、このうちの3丁が暴力団からの押収であります。

また、平成18年中には3件の銃器発砲事件が発生し、そのうち2件については被疑者を検挙しております。

次に28ページであります。来日外国人犯罪についてであります。18年中は来日外国人46人を検挙しておりますが、その約7割以上は刑法犯であります。

次に、30ページであります。

鑑識活動についてであります。平成18年中の現場鑑識活動は1万1,907件で、前年に比べまして1,689件減少しております。過去5年の鑑識活動は、刑法犯認知件数の減少に比例して減少しておりますが、適正かつ綿密な鑑識活動を実施するとともに、似顔絵や警察犬の効果的な運用、DNA鑑定資料の積極的採用に努めております。

最後に31ページ、機動捜査隊の活動状況であります。18年中の出動件数は1,760件で、前年に比べまして246件減少しております。特に各警察署の体制が弱い深夜の出動が多く、午後10時から翌午前5時までの時間帯における出動件数が、全体の約半数を占めることから、夜間の初動捜査の主力として検挙活動を推進しております。

以上で刑事部からの説明を終わらせていただきます。

○黒木交通部長 では、交通部から御説明をさせていただきます。資料の32ページをごらんいただきたいと思っております。

まず第1が、交通事故等の現状についてであります。1の交通環境の推移についてでありますけれども、県下の運転免許人口は平成18年末現在約117万人に達し、免許適齢人口の1.3人に1人、車両台数は約155万台を数え、1世帯当たり2.3台を保有する状況にあり、これは年々増加しております。また、全国平均を上回る高齢化の進展は、高齢者の死亡事故多発など深刻な影響を及ぼしております。交通警察を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。

2の、交通事故の発生状況についてであります。過去5年間の推移を見ますと、発生件数は約1万3,000件、負傷者数が約1万7,000人を挟みまして、わずかな増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいの状態でございます。

一方、死亡事故は全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。

資料の33ページをごらんいただきたいと思っております。

(2)の交通死亡事故の特徴についてでありますけれども、年齢層別で見ますと、65歳以上の高齢者が58人で、全死者の54.2%を占め、最も多くなっております。これは全国平均の44.2%を上回る状況でございます。

状態別では、歩行中の死者が41人と一番多く、次いで自動車乗車中の38人の順に多くなっております。

(3)の、高齢者の交通死亡事故の推移であります。各年とも歩行中の死者が最も多く発生しておりますけれども、ことしは自転車乗車中の死亡事故が多発しております。高齢者の死者数は若干減少されましたものの、交通死亡事故の特徴でも申し上げましたとおり、依然として構成率が高いことから、今後とも最優先に取り組むこととしております。

資料の34ページをごらんください。

第2でございますけれども、総合的な交通事故防止対策についてでございます。ただいま申し上げましたような交通事故等の情勢を踏まえまして、次のような総合的な交通事故防止対策に取り組んでおります。

その1つは、熊本県警察緊急治安対策プログラムの効果的推進についてであります。先ほどから御説明申し上げておりますけれども、この緊急治安対策プログラムの中で人身事故を平成15年比で10%減少させるという目標を達成するため、記載しておりますとおり高齢者対策を初めとした6項目の対策に鋭意取り組んでおります。

その2は、交通安全意識の普及、啓発についてであります。関係機関、団体とも連携を図りながら、幼児から高齢者に至るまで体系的な交通安全教育を実施しておりますほか、交通ルールの遵守等、交通モラルを醸成するため、交通安全ファミリー意識啓発など各種の広報啓発活動を推進しているところであります。

資料の35ページをごらんいただきたいと思います。

3の、悪質交通違反の指導取り締まりについてであります。

無免許運転、飲酒運転など、交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反について重点を置いた取り締まりを推進しております。

飲酒運転の検挙数は減少しておりますけれども、これは取り締まりの強化に加えまして、飲酒運転の厳罰化あるいは飲酒運転撲滅等の醸成等も背景にあるというふうに考えているところであります。

その4は、交通安全施設等の整備についてであります。

平成18年度に続きまして平成19年度も、あんしん歩行エリア対策、阿蘇方面の渋滞緩和対策、主要幹線道路等における交通危険箇所

対策等の交通安全施設等の整備を図ることとしております。

資料の36ページをごらんください。

第3は、総合的な暴走族対策についてであります。暴走族につきましては、本年4月に施行されました改正条例の適用も視野に入れまして、特別取り締まりを実施しておりますほか、暴走族加入阻止教室の開催など、暴走族を許さない社会環境づくりへの取り組みも強力に推進をしております。

暴走族の検挙につきましては、暴走族の一番の中軸をなす共同危険行為違反の検挙件数及び逮捕者数ともに増加しておりますけれども、その他は減少しているところであります。

最後に第4として、その他3項目の説明を申し上げます。

その1つは、去年6月1日に施行されました違法駐車対策についてであります。

(1)の確認標章の取り付け件数ですけれども、放置駐車確認標章の取り付け件数は駐車監視員等警察官で合計5,116件を取り付けておりまして、そのうちの約48%、過半数は駐車監視員によるものであります。

このほか違法駐車に対する広報啓発等にも取り組んでいるほか、資料37ページの(2)の表に示しておりますとおり、瞬間路上駐車台数は約6割近く減少しております。一定の効果があらわれていると考えています。

2は、中型免許制度への対応についてであります。本年の6月2日から中型免許制度が施行されましたけれども、この施行に向けまして、運転免許センター内の試験コースの改修や新大型免許試験車両を導入しております。

また、技能試験免除のための新大型免許教習を、県下の自動車教習所4校で実施することとしております。

3は、運転免許証のICカード化への対応についてであります。

運転免許証の偽変造防止を目的としました

ICカード化を本県では平成20年1月4日に運用を予定しております、その運用開始に向け機器の整備及び県民への周知のための広報等を行っております。

以上で交通部からの説明を終わらせていただきます。

○島崎警備部長 警備部の業務概要について御説明いたします。お手元の資料の38ページをごらんください。

第1は、第31回全国育樹祭に伴う警衛警備対策の推進についてであります。

第31回全国育樹祭は、本年11月4日、阿蘇市の阿蘇みんなの森をメイン会場として、全国から約6,000人を集めて開催される予定であります。

同式典には皇族殿下を初め政府要人等多数の来賓が見込まれております。

全国育樹祭の安全かつ円滑な開催は、本県警察に課せられた重要な責務であり、本年3月、警備第二課内に第31回全国育樹祭警衛対策室を設置し、皇族殿下を初めとする来賓、式典参加者の安全確保、御視察先等における雑踏事故の防止、沿道における交通渋滞の緩和等の諸対策を推進しております。

第2は、国際テロ対策の推進についてであります。

まず、テロをめぐる警備情勢であります。平成13年9月に発生した米国における同時多発テロ以降、世界各国でテロ対策を強化しているにもかかわらず、一昨年はサミット開催中のイギリスのロンドンにおきまして、地下鉄等の公共交通機関を標的とした同時多発テロ事件が発生し、昨年8月には同じくイギリスで大規模なテロ計画が摘発されるなど、国際テロ情勢は依然として厳しいまま推移しております。

このような中、来年は日本においてテロリストにとって格好の標的対象となりますサミットが開催される予定であり、国際テロ対策

をより一層強化しなければならない情勢にあります。

次に、国際テロ対策であります。県警では本年3月、警備第一課内に国際テロ・外事対策室を設置するとともに、テロを未然に防止するため、テロリストを入らせない、テロの拠点をつくらせない、テロを起こさせないことを基本に、広範な情報収集と的確な分析、海上保安庁等の関係機関と連携した水際対策の強化、熊本空港等重要施設の警戒警備の徹底など、総合的な警備対策を推進しております。

第3は、警備事件捜査の推進についてであります。39ページをごらんください。

まず、不法滞在者対策の推進であります。現在、我が国には20数万人もの不法滞在者が存在すると推定されております。こうした不法滞在者の存在は、さまざまな外国人犯罪の温床となっているほか、不法滞在者が形成するコミュニティーがテロリストに悪用される可能性も懸念されることから、県警ではこれまで以上に入国管理局等の関係機関との連携による取り締まりを強化し、多くの不法滞在者を本国へ送還するよう努めております。

次に、右翼対策の推進であります。右翼は現在、北朝鮮問題、領土問題等をとらえ、政府等に対する批判活動を活発に行っているほか、暴力団まがいの違法行為を行う者も多く見られ、資金を獲得する目的で企業、自治体等に対する執拗な街頭宣伝活動を行っております。

特に街頭宣伝活動におきましては、騒音被害にとどまらず、交通渋滞を引き起こすなど、地域における市民生活の平穏を害している事例も見られることから、今般、一部改正された拡声機による暴騒音の規制に関する条例を積極的に活用し取り締まりを強化するとともに、右翼によるテロ等重大事件の未然防止に向け、各種法令を適用した違法行為の取り締まりを推進しております。

40ページをお願いします。

過去5年間における県内での警備事件の検挙・摘発状況についてでございますが、昨年は、入管通報制度等の積極的活用によりまして、不法滞在外国人の検挙、摘発数が増加したこと、また悪質右翼団体の検挙を推進したことなどから、一昨年を大きく上回る149件、151人を検挙・摘発しております。

第4は、大規模災害対策の推進についてであります。

まず、自然災害の発生状況でございますが、過去6年間における県内での災害被害状況は、41ページのとおりでございます。

昨年、本県では、死者2人、負傷者22人の人的被害が発生しました。最近、大規模な地震や洪水が国内外において発生しており、近年における地球環境の変化を考えますと、今後、県内においても予想を超えた大規模な災害が発生しないとは限りません。

そのため、県警では災害警備対策として、人的被害を出さないことを基本に、各防災機関との緊密な連携を保持するとともに、平素から救出・救助技術や装備資機材操法の向上、習熟に努めております。

また、大規模災害に即応する専門部隊として、熊本県警察広域緊急援助隊を組織し、平素から各種訓練を行うとともに、発生に際しましては迅速に派遣して、被災者の救出、救助、行方不明者の搜索、住民の避難誘導等の災害警備活動に従事させております。

以上で、警備部の業務概要の説明を終わらせていただきます。

○吉永和世委員長 以上で、執行部説明が終わりました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について教育委員会、警察本部の順に、執行部の説明を求めたいと思います。

それでは、教育委員会から説明をお願いし

ます。

○橋口施設課長 施設課でございます。

お手元の文教治安常任委員会説明資料平成19年度補正予算及び平成18年度繰越明許費繰越計算書という資料をごらんいただきたいと思います。資料は2ページでございます。

今回の補正予算では、県立高等学校の施設整備に要する経費といたしまして、学校建設費6,370万3,000円の増額補正をお願いしております。

事業内容でございますが、身体に障害を持った生徒が安全かつ円滑な学校生活を送るため、その障害の程度に応じてエレベーター設置等を行うものであり、今回の補正は当初予算編成時に受験意思の把握ができなかった入学者に対応するもので、球磨商業高校エレベーター設置及び水俣高校エレベーター設置、段差解消のためのスロープ設置となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

平成18年度一般会計繰越明許費繰越計算書について、御報告を申し上げます。

高等学校費のうち高等学校施設整備事業ですが、5億4,736万7,000円を繰り越しております。

内訳といたしましては、菊池高校校舎等改築事業に係る繰り越しで、入札及び契約時に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったため、事業費5億円のうち4億4,526万円を繰り越したものでございます。

次に、人吉高校五木分校移転改築事業ですが、国及び五木村事業との調整に不測の時間を要したため、事業費3億1,975万5,000円のうち1億210万7,000円を繰り越したものでございます。なお、9月には五木中学校と同時に供用開始予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○梶野文化課長 平成18年度一般会計繰越明

許費繰越計算書の文化課分について御報告申し上げます。同じく資料3ページでございます。

まず、鞠智城跡整備事業でございますが、事業費のうち園路整備事業につきまして、国指定史跡内の園路整備工事という事情によりまして、工事内容につきまして文化庁との調整に時間を要したために設計がおくれ、年度内の完了が困難となったことにより、事業費2,004万8,000円を繰り越したものでございます。なお、10月末には完了する見込みでございます。

次の、鞠智城跡災害復旧費でございますが、昨年6月及び7月の集中豪雨によりまして、斜面が崩落するという被害を受けたことによる災害復旧費でございます。国の災害査定後に事業の着工となることから、平成18年12月に災害査定が実施されたために工期が十分に確保できず、事業費3,119万2,000円を繰り越したものでございます。なお、10月末には完了する見込みでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○吉永和世委員長 続いて、警察本部担当課長から説明をお願いします。

○松本警務課長 警務課です。

警察から提出しております2つの条例案について御説明いたします。文教治安常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、第8号議案熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本年4月1日、犯罪による収益の移転防止に関する法律が施行され、通称エフ・アイ・ユーと言われます、疑わしい取り引きに関する情報を集約、整理、分析し、捜査機関等に提供する業務を行う機関であります市民情報、これが金融庁から国家公安委員会へ移管されました。これに伴いまして警察法施行令

が一部改正され、道府県警察本部の内部組織の基準のうち刑事部の所掌事務として、犯罪による収益の移転防止に関するものが追加されたところであります。

本県警察本部の部の名称と所掌事務は、この警察法施行令の基準に合わせて定めていることから、今回、同様に刑事部の所掌事務として、犯罪による収益の移転防止に関するものを加えることとしたものであります。

この条例の施行日は、公布の日を予定しております。

なお、資料3ページに新旧を対照しております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。

第9号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例の改正点は2点であります。

1点目は、無線自動車運転作業にかかわる支給単価の改正であります。この作業は、主に警察署の自動車警ら係の職員が行う作業であります。作業の危険性等から支給単価を1日につき40円加算し380円とするものであります。

2点目は、支給対象業務の見直しによる特殊作業の一部廃止であります。廃止します特殊作業は、通信指令業務などの特殊機械保守作業、そのほか術科指導作業、運転免許路上試験作業の3種類であります。

これらの作業につきましては、業務の困難性、危険性等の希薄化などから支給の必要性が低くなっていることから、今回廃止するものであります。

この条例の施行日は、7月1日を予定しています。

資料6ページ、7ページに、新旧を対照しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○吉村会計課長 それでは、お手元の資料に基づき御説明いたします。

8ページの、報告第1号平成18年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

これにつきましては、県道路整備課によります熊本天草幹線道路整備工事におきまして、米の山インターチェンジから上津浦インターチェンジの間が地盤が軟弱な箇所のため、面工事に時間を要しまして、平成18年度内の完成が困難となったことに伴い、この区間の道路標識等の交通安全施設整備費につきまして、平成19年2月議会におきまして繰越明許費設定の御承認をいただいたところであります。

本件に関し、繰越明許費設定のとおり事業費5,500万円を平成19年度へ繰り越したことに関する御報告でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、主要事業、付託議案等について質疑を受けたいと思います。

申し上げますが、質疑を受けた課は課名を言って、座ったまま説明をしてください。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○小杉直委員 警察本部にひとつ。久しぶりに文教治安に帰ってきましたが、よく分析されて情報公開されて、方向性等が細やかに示されておると感心して説明を受けたり資料を見ておるところでございますが、徳永部長に13ページ、14ページ、大規模犯罪防止総合対策の(2)の民間ボランティア等による自主防犯活動についての質問ですが、本部長に先般、本議会でこの質問をしたときに、知事部局とよく連携しながら今後は取り組んでいきますというような答弁をいただいたんですね。

それで、私自身が調べた結果ですから正確かどうかわかりませんが、例えばこの民間ボランティア等による自主防犯活動の中の、防犯グッズ等の支援ですね、これは大体300万台だったり400万ぐらいしか年間に組んでないわけですね。それを単純に23署で割ると、1署当たり17万ぐらいですね。そういうことから考えますと、防犯団体が約400団体、参加人員が2万9,500人、約3万人ですね。そういうふうな非常に盛り上がってきて、大変ありがたい傾向にある中で、この予算要求といますか予算設定というのは、私は少ないような気がするわけですよ。

例えば、青森県あたりは青色回転灯分だけでも500万とか、広島県では防犯ボランティア支援事業として2,400万とか組んでおることを調べたわけですが、そこで何を言いたいかといいますと、来年度からのこの分の予算要求です。これをもっとアップするような予算要求をしていく必要がないかどうかを質問したいわけですね。

○徳永生活安全部長 小杉先生から御指名を受けましたので、発言をさせていただきたいと思います。

今、小杉先生から、先般の一般質問で本部長が答弁申し上げましたように、大変厳しい犯罪情勢の中で防犯ボランティア団体の活用というのは非常に有意義なものだというふうに理解をいたしております。先般、御説明申し上げましたように、3年連続の減少も、防犯ボランティア関係の活動が大きく寄与しているものというふうに理解しているところでございます。

それで結論から申し上げまして、できればふやしていただきたいというのが我々の切なる願いでございます。国からのものもございまして、実は国費は、先ほども御説明いたしましたけれども、ボランティア団体に対して品物が来ているというのがあります。10

団体ぐらいに物が来ておまして、照度計とか懐中電灯とか防犯ブザーとか、これは懐中電灯が10個とか防犯ブザーが10個とか腕章10個とかいうようなものが団体に来るわけですが、何年かたちますと消耗してくるといこともございまして、なかなか国に頼ることも厳しいという状況がございまして、できれば増額をさせていただければありがたいというふうに考えているところでございませぬ。御承知のとおり厳しい財政状況でございませぬので、かなえていただけるかどうかわかりませぬが、それこそ要求すべきものは要求して、スクラップするものはスクラップするという観点で、さらに進めてまいりたいというふうに考えておられますので、さらなる御支援のほどをよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

○小杉直委員 確かに財政厳しき折ではありませぬけれども、これはやっぱり犯罪抑止のために非常に今は民間ボランティアが盛り上がってきて、本部長答弁も一過性のものにしないように取り組んでいきますとおっしゃっておったわけですが、ぜひ吉永委員長初めこの委員会の委員の皆様は、そういう方面については十分な御理解がある先生ばかりだと思ひますので、この文治委員会委員の後押しも受けながら、非常に予算要求をしていただきたい。

ただ、そこで用心しなくちゃいけないのは、警察全体の予算を削られて、その分を県がするといかぬですから、警察全体の予算はきちんと確保しながら、その防犯についての機材、グッズは別途予算できちんとふやしてもらおうというような方向性でよろしく願ひします。

それで、防犯ボランティアというのは元来、もともとは自分たちで何もかも用意するのが本来の姿ですけれども、現実にはなかなかそういうふうにはいかないということで、やっぱり

県警だけでなく行政当局からもいろんな、その他の応援を得て、犯罪の抑止にも、3年、4年後には新幹線が来ますから、熊本は治安がいいな、民間がしっかりと安全、安心に取り組んで協力されておるなということも熊本の売りにすべきだろうと思ひておられますので、どうぞひとつ委員長よろしく願ひしておきます。

以上でございませぬ。

○早田順一委員 教育関係の19ページの、いじめ・不登校対策総合推進事業で、この項の中にスクールカウンセラー活用事業とか、いじめ・不登校アドバイザー設置事業ということがありますけれども、このスクールカウンセラー活用事業については、先ほど1人で2校、116校ということですが、この方たちはすべてが専門員なんですか。

○木村義務教育課長 義務教育課でございませぬ。

今年度は55名のスクールカウンセラーを、今申しあげましたように116校に願ひしておられますけれども、この方々は臨床心理士という資格を持っている方また精神科医の方々、また、そういう心理学面での大学の先生方等を派遣しておられます。それに少し準ずる方というのを入れておられます。これまでの経験が、そういう面であるという方を入れていませぬ。

○早田順一委員 それと、次の子どもたちの自立支援事業ですけれども、新規事業ですけれども、スクールソーシャルワーカー配置事業の教育事務所がどこなのかと、その下の4市町村はどこなのかを教えてください。

○木村義務教育課長 スクールソーシャルワーカーに関しましては、現在のところ文科省事業でございまして正式には決定してないん

ですけれども、一応予定としまして、宇城管内と鹿本管内を考えております。

それから下の4市町村でございますけれども、一応予定としまして、ここは自立支援実践モデルということで、玉名市、山鹿市、八代市、上天草市の4市を予定しております。

○早田順一委員 それと、22ページの放課後子ども教室推進事業ですけれども、この事業というのは、俗にいう学童保育のことなんでしょうか。

○遠藤社会教育課長 社会教育課でございます。

学童保育事業は、福祉部局でこれまでも実施をしております。学童保育は保護者が共働きの家庭を対象とした事業ですけれども、この事業は教育委員会でこの学童保育と連携して新しく始める事業で、すべての子供を対象とした放課後の対策事業でございます。

○早田順一委員 それと、28ページなんですけれども、この事業というのは、熊本市の事業にスクールガードリーダーというのがあったんですけれども、学校安全対策事業ですが、そのことなんでしょうか。

○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。

熊本市の地域学校安全指導員でございます。

○早田順一委員 前に、子供たちの登下校を守るスクールガードリーダーというのがあったんですよ。

○八十田体育保健課長 その事業でございます。

○早田順一委員 これは警察のOBの方々と

か、そういう方々が当たられると聞いておりますけれども、大体どれくらいの間隔で回られているんでしょうか。

○八十田体育保健課長 今の事業では、1小学校に1人配置をしております、週2回をめぐりに、早朝または放課後に指導いただいております。

○早田順一委員 私が聞いているのは週1回と聞いていたんですけれども、週2回に間隔がないですか。

○八十田体育保健課長 はい。今年度から週2回です。

○早田順一委員 今年度から週2回ですね。はい、ありがとうございます。

先ほど小杉先生の方から、警察関係で防犯ボランティアというのがありましたけれども、こういった警察の事業とか、こういう教育委員会の事業というものを何か絡ませてできないものかとちょっと思ったんですけれども、どなたに聞いたらいいでしょうか。

○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。

こういう事業に関しましては県警それから環境生活部等と連携をして、いろいろな情報交換をしながら行っております。

○早田順一委員 先ほど警察の方で、予算が少ないということでありましたので、こういう教育関係の学校、ここに書いてありますけれども、熊本県犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり条例に基づくといいことやっておられる事業でありますので、こういう警察関係の方々とぜひ協力をしていただいで、できれば予算も一緒に何かできないかなというふうに思っているんですけれども。



○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。

教育委員会の事業に関しては全額国庫補助の事業でございますので、現在国の予算でやっております。その範疇が、教育委員会の方に係るというふうになっております。

○早田順一委員 できれば、ぜひ検討していただいて、お互いが共有できるような予算化がもしできればお願いしたいと思います。

○氷室雄一郎委員 警察の増員の件で4ページでございますが、これは長く言われてきた問題でございますが、本県の警察でいえば今の年齢でいえば57、58がこれから大量に退職をされます。また新規の採用もあると思えますが、それと並行してこの増員の問題は、いつも九州第一の高負担と、ここ数年この差は縮まっておるというデータがありましたら。

○蝦名警務部長 今、手元にデータはございませんので、正確な数字のお答えは後ほどまたお持ちいたします。

ただ、平成14年度以降、これは全国的に、ほとんどの都道府県におきまして増員が図られてきたところでございます。したがって、本県でこの6年で255人増員されましたが、他県におきましても同程度あるいはそれ以上の割合で増員されてきましたので、そう変わってないというのが実態であります。

○氷室雄一郎委員 全国平均から見ても大変厳しい状況が、そのまま移行しているというふうに解しているわけですね。我々も努力をせないかぬですけども、この辺は何とかならぬのかということは議会でも再三審議をされてきた問題でございますので、それについて何か御答弁をいただきたいと思えます。

○蝦名警務部長 全国的な増員につきましては、本年度分をもって一応終了ということになっております。ただ、本県といたしましては、このように九州1位、全国でも12位という高負担率でありますので、今後も県議会の皆様それから知事等をお願いしまして、直ちに増員されるかどうかこれはもちろんわかりませんが、引き続きその要望をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 では、これはもうこごとと、九州内を考えると10年ぐらい変化はないということですね。

○蝦名警務部長 九州内を考えますと、昨年、熊本が負担率は1位で2位が大分、以下、鹿児島、宮崎というふうな順番になっております。本年を見ますと、その順番は九州8県でこれは全くその順位は変わっておりません。

○小杉直委員 関連質問で、この14年度からずっとふえ出したことは、今警務部長がおっしゃった全国的な傾向でもあるわけですが、知事そのものが警察庁長官のところに直接要求を本部長や警務部長と一緒に動かし出したという結果が、このような結果にもあらわれておる一面ですね。

それで、熊本県が依然として人口負担が高負担でこごとと推移しているのは、その理由は警察の頑張りも1つ、それと県民の協力がしっかりあるという、この2つだろうと思うんです。しかし、やっぱりこれだけ複雑多様でいろんな事件、事故が発生する最近においては、これで我々は甘えてはいいかぬと思います。引き続き、ひとつ警察官の増員要求は強くしていかれるように、ぜひお願いしておきます。

○吉永和世委員長 要望ですか。

○小杉直委員 要望でよろしいです。

○平野みどり委員 高校再編のことは後で報告がありますので、そのときに質疑ができるのでしょうか。でなければ——いいんですね。

では、そのほかで。23ページの図書館に対する充実ということでございますけれども、これは本当にいいことだと思っております。特に障害のある子供に関しては図書館、実態として盲・聾には熊本養護学校にあるのかな。ほかの養護学校関係では図書館に関しては、ここで事業はありますけれども、図書館はあるのでしょうか。そこら辺をまず教えてください。

○石井高校教育課長 高校教育課でございますけれども、私も全部は掌握できておりませんけれども、盲・聾学校、松橋養護学校にはあると承知しております。

○平野みどり委員 数値は、また後で結構です。私が把握してる限りでは、例えばひのくに高等養護学校には図書館はありませんね。ひのくに高等養護学校は、障害を持っている子供の中でも知的な活動が活発な子供たちの学ぶ学校で、就労に結びつくというような子供たちがいる学校に図書館がない。ほかにも養護学校はいっぱいあるんですけども図書館がないところが多いんですね。こういった障害を持っている子供には図書館は要らぬだろうということなのか、それよりほかにもっとすることがあるというようなことだったのか、今までちょっとなおざりになっていたんじゃないかなと思ってるんです。

ですから、こんな単発な事業じゃなく、図書館を設置するということをぜひ進めていただきたい。

と同時に、個々の養護学校はセンター的な機能ということで、特別支援教育の中で相談

を担っていくところになりますね。その際、いろんな方がおいでになるが、面談をしたり相談を受けるスペースさえないという。図書館を使っていらっしゃる学校もあるんですけども、それさえないところでは本当にプライバシーの問題も含めて相談もできないというような状況がある。もちろん図書館は相談室ではないんですから、本当は相談室があるのが一番いいんですけども、そういったことも出てきているということで、図書館に関しては設置という形で、ぜひ今後進めていただきたいと思っております。ここら辺の御認識をまずお聞かせください。

○石井高校教育課長 高校教育課でございます。

今、先生が質問されました件につきましては、早速、私ども、実態をしっかりと調査いたしまして、その上におきまして、その必要性等も含めまして検討してまいりたいと思っております。

○平野みどり委員 特別支援教育に関しては、もう時間が足りないくらいいろいろ課題があると思っておりますが、特別支援教育が始まって盲・聾・養護学校がセンター的な機能を持ち小中学校を支援していく形の中、高校の部分はまだまだ不十分だということで、ことからモデル事業を始められました。モデル事業、どちらでされるんですか。

○石井高校教育課長 高校教育課でございます。

芦北高校で実施します。

○平野みどり委員 全国で14ある中での1校ということで聞いております。障害があつて何らかの支援が要る子供は、現実的にはもう高校にいるわけですね。そこら辺の支援が今まで手つかずだった。高機能自閉と言われる

子供たちは、熊本高校、済々黌高校にも行っており、そこには本来私たちの支援が必要なんですけれども、点数が高いからとそのまま大学に行き社会に出ていく現状があるわけです。そういう意味では、どの学校でも支援が要る子供はいるという認識の中で、今後しっかりと高校も取り組んでやっていただきたいなというふうに思うのが1点。

それと同時に、今ある盲・聾・養護学校に在籍している子供たちの通学時間、これが極端に長い子供たちがいるというふうに聞いていますけれども、そこら辺の子供たちの通学時間をお調べになったことがございますか。

○石井高校教育課長 高校教育課でございます。

今、先生がおっしゃった御質問に対しましては、学校の方から聞き取りはやっていただいて、1時間半以上も通学時間を要する生徒がいるという実態については把握をしております。

○平野みどり委員 これは釈迦に説法ですけども、熊本市内には養護学校が1校しかないの、そこはもういっぱいですよ。ある意味ではじき飛ばされたといいますか、周辺の学校に行かざるを得ない子供の通学時間が1時間半以上かかっている子供がたくさんいる。大津養護学校ですとか松橋西養護学校、すごく多いですよ。

そういった中で、後で高校再編の話がありますけれども、今こそ特別支援教育をしっかりと本格的に始めなければならぬわけですので、今までの盲・聾・養護学校の中の定数も含めたところの見直し、さらには義務制の学校との連携、例えば1つ極端な例を言うと、熊本市内にいらっしゃる熊本養護学校を志望されている子供たちの行き場が周辺の学校しなくて、通学時間がいっぱいかかるんだったら、義務制の余裕教室がある学校、そして

小・中の障害児学級がある。しっかり指導されているところに分校というか分室を置くとか、いろんな形での取り組みをやらないと、周辺の学校は満杯で先生方もアップアップされる。ましてや、もっと遠いところの養護学校は定数に満たないという形で、すごくバランスが悪い。ですから、特別支援教育の大きな課題は今いっぱいあると思いますけれども、ある意味の再編というのをしっかりと考えていく必要があると思いますが、そこら辺の御認識はいかがでしょうか。

私達も求めて、高等部の全入ということでお願いしました。それが実現しました。しかし、その実現した実態というのはそんな中身なんです。ですから、本当に一番弱い立場の子供たちですから、その子供たちが本当に、朝5時に起きて1時間半かかって養護学校に通うとかいうようなことがあるのを、何とか一日も早く改善させていただきたいと思うんですが、御認識をお伺いします。

○石井高校教育課長 高校教育課でございます。

今の通学時間につきましては、私どもの方で、今現在つかんでおる内容は、確かに第1希望で合格になって、その希望以外の学校に行かざるを得なくなったという点においても時間の制約というのが確かに出ています子供もおりますけれども、中にはそれぞれの学校の指導の特徴、そういったものを踏まえて、やや遠いところではあるけれども、通学を希望して行っているというケースもございます。

単純に通学時間が長いということが希望する学校をはじき出されたということとはとらえていません。

それともう一つ、今、先生がおっしゃいました特別支援学校の生徒の行き先についてどんなふうに考えているかということでございますが、私どもの方も、少子化の傾向にある中で、特別支援学校の対象の子供たちが、い

いわゆる微増の傾向にある状況を踏まえて、私たちも対策を考えているところでありまして、どういうふうに進めたらいいのかということは、順次取り組んでおる状況でございます。

○平野みどり委員 時間がなくなりましたので、ここでおしまいになりますけれども、せっかく、今回、高校再編のことをずっと論議されてきたときに、障害のある子供たちのことがちょっと論議に入っていないなと思って、後で私も反省したんですけれども、例えば盲・聾・養護学校で通学時間がかかりかかる、そしてボーダーで本当にこの子は障害があるけれども、養護学校ではなく一般の学校にも現実として入っている子供がいるとかいうようなことを考えたときに、例えば統廃合の対象になっている学校に障害のある子供たちの学級があると、遠くの養護学校に行かなくていいというようなことを含めて、もっと考えていけないといけない時期になったのではないかな。これは私としても反省なんですけれども、とりあえず特別支援教育に関しては、今までの国の制度が始まったけれども、ある意味限界に来ていて、新たにいろんな国からのメニューは入れて頑張っていってほしいんですけども、今までの制度疲労も残したまま来ているというところを御認識いただきたいというふうに思います。これはもういいです。終わります。要望で。

○倉重剛委員 体育保健課、新規事業ですけれども、これは非常に期待したいと思うんだけれども、シニア元気体力向上支援事業。もうちょっと詳しく内容的なことを教えてください。

○八十田体育保健課長 体育保健課でございます。

先ほど御説明申し上げましたように、中高

齢者を対象に高精度体組成測定器を活用しましたモデル事業でございまして、体組成測定器を有する専門の団体、すなわちスポーツ振興事業団と、それから総合型地域スポーツクラブの2つに委託をいたしまして、そこで年間を通して生活習慣的な中での運動を継続してやっていただいて、その効果を測定するという事業でございまして。

○倉重剛委員 具体的な事業内容を、もうちょっと詳しく。

○八十田体育保健課長 牛深市と宇土市の総合型地域スポーツクラブに委託をしまして、その中で運動をやっていただきます。そして継続したその運動の効果を高精度体組成測定器、これはスポーツ振興事業団にございまして、そこが測定をいたしまして、これは体の中の筋肉量や水分量、いろんなバランス、そういうものをすべてはかって、体がどのような運動効果をあらわしているかということ測定するものでございまして。

○倉重剛委員 そうですか。それを聞いたかったんですけれども、高精度体組成測定器というのは、瞬間的に考えているのは、民間で運動機器はいっぱいありますね。ああいうのじゃなくて、それを使って要するに体力の基礎的なこと。何ですか。

○八十田体育保健課長 筋肉量や脂肪量それから水分量、それから体のバランスと申しますか、四肢の……。

○倉重剛委員 対象者はシニアということだけれども、さっきの話では地域に少し限定していますね。そうすると幾つから。シニアって幾つか限定しているんですか。

○八十田体育保健課長 現在、一応40歳以上

を対象にしております。

○倉重剛委員 40歳でシニアか。

○八十田体育保健課長 はい。中高齢者を対象ということで、名前をシニアといたしました。

○倉重剛委員 なるほど。それで、モデル的な形でやるわけですね。

○八十田体育保健課長 はい、そうでございます。

○倉重剛委員 そこで、内容はいろいろ行って、それで結果がよければということで3年間の事業ということでやるのですね。予算的にこんなものでできるんですか。

○八十田体育保健課長 これは1年でございます。

○倉重剛委員 あ、1年で。

○八十田体育保健課長 はい、これを3年間継続するというようにしております。

○倉重剛委員 じゃあ、来年の予算はまだ、もしかするとアップされる可能性もあるわけですか。

○八十田体育保健課長 そうでございます。そういうふうに継続をしていくということで、一応この予算は1年、2年、3年と続けてまいります。

○倉重剛委員 文章が余りにもかた過ぎて難しいから、僕は、民間にある、運動器具を持っている施設がありますね、そういうところの延長になるのかと思ったんだ。そうじゃな

くて全く違うんだ。わかりました。

○平野みどり委員 学力向上に関して、18ページをお伺いしたいと思います。義務教育課です。

全国一斉の学力テストがありまして、6割実施したということだったんですけども、この結果の公開というか、いたずらに学校間の競争をあおることがないようにするというふうなことを教育長も答弁されたかなと思いますけれども、この情報に関して、結果に関してどういう形でお使いになるおつもりなのかということをお尋ねします。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

これは県の学力調査でございます。昨年度行いまして、その調査結果は一応各学校に全部配布しております。中身的には、小学校の3年生から6年までの国語、算数でございますね。中学校は5教科でございますが、その中身を分析いたしまして、課題等につきまして、こういう課題に対しましてはこういう指導をしていったらいいですよと、序列化とか比較じゃなくて、問題点、課題を把握させまして、県内の子供たちの持っている各教科の問題点に対しまして、その課題解決に対してどういう指導法とか授業を改善していくか、そういう方向で報告書をまとめております。

○平野みどり委員 ということは、対外的にどこの学校が何番目に来てとかいうようなことは一切ないし、子供たちの序列も出ないということなのでしょうか。

○木村義務教育課長 序列化というような表は出しておりません。

○倉重剛委員 施設課をお願いします。補正予算の6,370万円、例の球磨工高のエレベーター

ター問題、以前にちょっといただいたんですが、ちょっと忘れちゃったんだけど、球磨工高のエレベーター施設の何階なんですか。再質問。

○橋口施設課長 ちょっと今、資料で——何階かちょっと確認しますが、たしか3階だったと思います。

○倉重剛委員 3階。3階にエレベーターを設置するわけですね。

○橋口施設課長 そうです。学校名は球磨商業です。

○倉重剛委員 そうすると、今、エレベーターを持っている高校は公立でどのくらいありますか。

○橋口施設課長 31校で33基ほどエレベーターがあります。

○倉重剛委員 なるほど。そうするとこれは6,300万円というのは1台分。

○橋口施設課長 6,300万円は球磨商業高校と水俣高校の2基分でございます。

○倉重剛委員 維持管理が大変だと思うんですね。今、全体で20何個と言ったか30何個と言ったか…。

○橋口施設課長 33基です。

○倉重剛委員 33基ですね。その全体的な維持管理費というのは、年間どのくらい要りますか。

○橋口施設課長 約1,500万円ほど、保守点検委託にかかっております。

○倉重剛委員 わかりました。

○平野みどり委員 済みません。今の関連でお尋ねします。関連なんです。

○吉永和世委員長 はい、どうぞ。

○平野みどり委員 今の、30何校とおっしゃいましたか。

○橋口施設課長 31校です。

○平野みどり委員 31校がすべていわゆる専門的な教科、音楽ですとか美術とか、そういうふうな特別教室を含めて、すべての教室に行けるとい学校ということですか。そういうことではないんですか。

○橋口施設課長 すべての教室に行けるといものではないです。

○平野みどり委員 例えば、障害を持っている子供が、どの教室にも行けるとい学校はどれくらいありますか。

○橋口施設課長 ちょっと今そこまで把握しておりませんので、また把握しましてから御報告したいと思います。

○平野みどり委員 私も本当に十分情報を知らないんですが、八代東高校とか熊本西高校とか、ここら辺は障害を持っている子供たちが、かつても今も入っていて、そしてどの教室にも行ける、そういうことで非常にいろんなところで友だち同士の手伝いももちろんありますが、自分で自由にいろんな教室に行けるといことの重要性というか、介助をして階段を上がればそれだけ危険も伴いますので、エレベーターは確かにコストが高いです

が、この議会棟にもエレベーターがあつて、私以外の皆さんもお使いになっているように、妊婦の先生方もおいでですので、頑張つて今、県教委はエレベーターをどんどんつけていただいていると私は思っています。前は入学して卒業のときにやっとできるというような状況だったんですが、今は事前に把握されて頑張っていらっしゃるので、ぜひこういった部分は本当に予算は厳しいでしょうけれども、UDの視点からも当たり前なんだというふうに頑張つていただきたいなというふうに思います。

○吉永和世委員長　ここで5分間休憩をしたいと思いますので、5分後に再開いたします。休憩です。

午後0時20分休憩

午後0時27分開議

○吉永和世委員長　それでは、再開します。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長　なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号及び第9号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長　御異議なしと認め、一括して採決をします。

議案第1号、第8号及び第9号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第8号及び第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願

を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第1号、請第4号、請第5号、請第6号について、執行部から状況の説明をお願いします。

後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監　座って説明させていただきます。

請第1号は、県立高等学校再編整備等基本計画素案の見直しを求める協議会から、地域協議会の設置、それから慎重な審議、そして矢部高校、蘇陽高校の計画を中期以降とすること等を求めるものでございます。

請第4号は、定時制・通信制の灯を消すな！熊本県民集会から、八代東高校定時制の存続を求めるものでございます。

請第5号は、阿蘇市長、阿蘇市議会議長、阿蘇清峰高校の同窓会、阿蘇清峰高校の保護者会から、単独で阿蘇清峰高校の存続を求めるものでございます。

請第6号は、熊本県高校再編関係市町村長等連絡協議会から、地域協議会の設置、それから慎重な審議を求めるものでございます。

この状況につきましては、報告の5の②県立高等学校の再編整備等に係る計画の策定状況等について報告を予定しておりましたので、この報告により説明にかえさせていただきます。

それでは、お手元にあります県立高等学校の再編整備等基本計画第二次素案についてというA4の資料を見ていただきたいと思います。2枚紙のものでございます。

まず、冒頭に第二次素案作成の経緯を記しております。昨年、平成18年3月に出されました県立高等学校教育整備推進協議会、いわゆる整備協の報告を受けまして、同年7月に基本計画の素案を教育委員会で決定し公表いたしました。その後、高校再編整備後の学校像や学科等が見えないので不安があるとか、再編整備に伴い交通手段が確保されるか不安

がある、計画策定を急ぎ過ぎてはいないかといった御意見を、地域説明会、個別説明会、各種要望や議会等でいただきました、こうした意見を受けまして、策定スケジュールを当初の予定より延ばして、各関係機関への意見照会も行いまして、時間をかけまして内容を検討し、去る5月15日の教育委員会において基本計画の第二次素案と前期の実施計画の素案を決定し公表したところでございます。

続きまして、県立高校の再編整備の必要性について御説明いたします。

枠内でございますけれども、高校教育は、大人になる直前の大切な時期に当たる。この時期では人間の幅を広げ、自我を完成させていくために、小中学校より大きな集団での幅広い科目の履修や、さまざまな考えを持った教師や生徒との出会いが求められる。少子化と、それに伴う県立高校の小規模化という状況変化の中、このような教育環境をしっかりと確保していくために県立高校の再編整備が必要ということでございます。

中ほど、左の図をごらんください。本県の中学生の卒業者は、近年では平成元年2万8,759人をピークに、平成18年では1万9,551人、平成27年見込みでは1万7,276人と大幅に減ってまいります。その間、県立高校の数は61のままでございまして、少子化に伴う学校の小規模化が進んでおります。このような中、右の図でございますけれども、学校規模の適正化の確保、学習選択幅の拡大のために、県立高校の再編整備、すなわち複数の高校を発展的に統合し、特色ある学校づくりを行うことが求められるということでございます。

ページの下の方に適正な学校規模を確保する必要性につきましては、詳しく書いておりますので、後ほど見ていただければと思います。

2ページをごらんください。基本計画、第1番の概要について御説明いたします。

まず四角囲みの1、計画策定の視点でござ

いますが、計画策定に当たりましては、①子供たちへの教育効果、②学校経営、③学校の地域振興に果たす役割の3つが考えられますけれども、そのうちでも①の子供たちへの教育効果を最も重視するとしております。

先ほど申し上げましたように、少子化の中、高校段階で求められる教育環境をしっかりと確保していくために再編整備を行う趣旨でございます。

四角囲みの2、通学区域の見直しでございますけれども、将来の全県1区化を視野に入れて、各地域の高校の一層の特色づくりといった条件整備を行いながら、通学区域を段階的に拡大するとしております。

2で、見直し後の線引きとしましては、後ろに書いておりますように、現行の8学区から3学区に拡大するとしております。なお、拡大時期につきましては、平成22年度からとしております。素案から取り扱いを変えたということで、右の四角囲みに見直し①としておりますが、昨年7月に出した素案では21年度としていたものでございます。計画策定のスケジュールを延ばしたことに伴いまして、通学区域の拡大期も延ばすということにいたしました。一定の周知期間を確保し、計画決定時の中学1年生が受けることとなる入学者選抜から見直すという考えは変わっておりません。

3の入学者選抜学区外枠の取り扱いでございますけれども、平成22年度に現行の6.5%から13%へ、24年度に20%に拡大するとしております。これは右の見直しの2点目になりますけれども、昨年7月の素案では21年度に一気に20%にしていたものでございますけれども、熊本学区の地域説明会や熊本県市立中学校長学校協会から学区外枠の拡大は慎重に行ってほしい、また郡部の説明会でも、一挙に拡大すると流出がふえる、そういう意見が多かったものを踏まえたものでございます。

四角囲みの3でございます。学級減につい



てでございますけれども、熊本学区所在の1学年10学級の県立高校について、24年度以降の学級減を検討するとしております。素案からの見直しの3点目になりますけれども、昨年の7月の素案では平成23年度以降としていたものでございます。通学区拡大時期を1年延ばすことに伴いまして、学級減の検討も1年延ばしたものでございますけれども、学級減の検討に当たりましては、通学区拡大の影響も考慮するという趣旨でございます。

3ページをごらんください。四角囲みの4、再編整備についてです。

1、全日制高校、(1)再編整備の考え方でございますけれども、(ア)で1学年4学級程度と考えられる県立高校適正規模の下限の目安を念頭に、中卒者の動向、地理的条件、交通条件などを考慮して、おおむね10年先を見通して推進するというふうにしております。学校の小規模化が著しく進んで活力がなくなってから後追いで再編整備を行うのではなく、先を見通して再編整備を行うということでございます。

(2)の再編整備の計画として、①から⑭のように14の事例を挙げております。素案からの見直しの4点目になりますけれども、上天草4校の再編整備の枠組みを変えております。右下の④で書いておりますように、昨年7月に出した案では、大矢野、天草東、倉岳、松島商業の4校について前期、すなわち21年度までに校舎制による緩やか再編を行った後、中期以降、すなわち平成22年度以降、これらの校地を一本化する。ただし、倉岳高校は校舎として存続を検討するというふうにしてございましたけれども、今回の第二次素案では、前期にまず倉岳高校を切り離して分校化し、中期以降に他の3校を一挙に一本化するということにいたしました。校舎制、いわゆるキャンパス制の段階を経ずに一気に校地を一本化するという趣旨でございますけれども、距離が離れており、しかも4校を抱える

校舎制は、教員の移動、時間割の組み方など、学校運営が難しいため、校舎制をとらないというふうにしたものでございます。

資料の4ページをごらんください。2の定時制高校です。

(1)再編整備の考え方でございますけれども、生徒数が極端に減少し、一定集団での教育活動が困難な高校は、通学の利便性や全県的な配置等を考慮し、近接する高校とも統合等を行うとともに、多様で柔軟な教育システムを提供しますとして、(2)で案件を3つ挙げております。

次に3の再編整備に当たっての留意点でございますけれども、(2)で、再編整備に伴い通学事情が著しく悪化するような場合は、バス路線の確保や運行時刻について民間事業者や市町村等と協議します。公共交通機関での通学が困難な場合にはスクールバスでの運行について検討します。また、再編整備に伴い通学費負担が著しく増加するような場合は、奨学金制度の拡充等に努めますというふうにしております。

素案からの見直しの5点目になりますけれども、昨年の7月に出した素案では、交通手段の確保についても十分留意するという記述にとどめておりましたけれども、地域説明会等の意見を踏まえ、第二次素案ではスクールバスの運行等にまで踏み込んで記したところでございます。

以上、素案から第二次素案にかけて見直しを行った箇所を中心に御説明しましたが、第二次素案の本冊の方では、個々の再編案件に関する学校像、学科構成等について一定のイメージがわくようなものを示したり、再編整備の背景、必要性について、より理解していただくために整備協報告書からの抜粋や関係データをできるだけ掲載するなどして、案に対して理解をいただけるように工夫したところでございます。

最後に、スケジュールについて御説明いた

します。

平成16年11月に整備協を設置し、平成18年3月に最終報告をいただきました。これを受けまして、同年7月に基本計画の素案を公表し、冒頭説明しましたような経緯を経まして、去る5月15日に第二次素案等前期実施計画の素案を公表いたしました。その後、教育委員会のホームページの掲載、県内の公立小中高の保護者及び教職員全員へチラシ20万部をお配りしました上で、6月4日から11日にかけて、県内10カ所で地域説明会を開催いたしました。

なお、これまでどおり市町村や地域の団体等から個別に説明があれば積極的に出かけて説明、意見交換を行う予定でございます。地域説明会等の意見を踏まえまして、この夏をめどに基本計画を案にしまして、パブリックコメントを経まして、秋をめどに計画を決定できればというふうに考えております。これらの計画決定後に母体校に新校開設準備室を設置し、再編整備に伴う新校開設準備に取り組みますけれども、この準備室には地元関係者を含めた検討組織を設置しまして、地域の方々の意見もくみ上げていきたいというふうに考えております。

また、再編整備は一定の準備期間が必要なため、前期の実施計画素案では全日制の高校の再編整備案件につきましては、平成21年度の新校開設、定時制高校への単位制導入につきましては平成20年度というふうにしております。

資料としまして、もう少し詳しいスケジュール表、基本計画第二次素案及び前期実施計画の素案をつけております。

以上で、説明を終わります。

○吉永和世委員長 ただいまの説明に対して、質疑はありませんか。平野委員。

○平野みどり委員 この再編整備基本計画の

第二素案に関しては、本会議の中で何人もの議員さんたちが取り上げられまして、そのときに教育長からのお考えというのを聞かせていただいているわけですが、いろんな方にお話を伺いますと、何らかの改革なり手をつけるということは仕方ないけれども、それが十分に御理解を得られたり、いろんな方々の御意見が十分に反映させられないまま計画が決まっていくというようなことに対して、拙速ではないかというようなことが、私どもの方に来る大半の御意見なんです。だから財政が厳しいということはもちろんありますし、少子化も急激に進んでいるという中ですけれども、何人かの議員さんも本会議の中で言っておられたように、熊本県全体が今後10年、20年後にどんなふうになっていくか、人がどのような暮らし方をしていくか、産業がどういふふうでそこで生まれて、そして発展していくかなどということが、やはりしっかりと考えられない中で少子化が目前にある。とにかくそれに向けて先生の数を減らす。減らすためにということではないでしょうが、そこが一番予算が大きいので、再編していくとそこでカットされることは、もう教育長も数字を挙げられて述べられましたけれども、そういうところだというふうに思うんですが、この計画どおりに進めていくことに対して私は大変懸念をしています。首長さんたちが名前を連ねて請願を出すということというのは、教育に関しては余りないような状況ではないかなというふうに思うんですけれども、ここに請願で名前を連ねていらっしゃる自治体も含めて、大変心配をされているというふうに思っています。そこでの県教委と知事部局のどれくらいの連携と、長期的な視点に立った協議が積み重ねられた中でこの計画案なのかということ、いま一度御説明いただけたらというふうに思います。ここが大変心配です。

○後藤高校整備政策監 多分長期的には県教委の中で、この中でも示しておりますように、子供の数はある程度、小さいときからわかっておりますので、この中での少子化の状況、地域の状況を見ながら高校のあり方を協議したものでございます。この原案につきましては、素案につきましては、知事部局各課にもお示しまして、御意見をいただいた中で最終的にこういう形でまとめたということでございます。

○平野みどり委員 例えば健康福祉部などは、少子化に歯どめをかけて、そしてさらに子供を生み育てられる環境づくりというのを地域ぐるみでやられているわけですよ。にもかかわらず、この高校再編に関してはもう少し少なくなるんですということの前提の中で進んでいく。片や、何とか食いとめて、少しでもアップさせようというふうにしていこうとしている。その整合性というのは、私には見えないんです。本当にひざ突き合わせて、知事部局と教育委員会の中だけでもしっかりと議論されたのかなというふうに思うんですけども、そこら辺はいかがなんでしょうか。特に少子化に関する部局です。

○後藤高校整備政策監 高校再編につきましては、いわゆる15歳といいますか、高校入学からの段階でございますので、15年の余裕がございまして、当面この15年の将来のシミュレーションをもとに考えておるということでございまして、地域的には人口増加地域とそういうものも含めて内容も検討したところでございます。

○平野みどり委員 段階的に全県1区に将来的にするということでは6.5%、13%、20%と3段階に分けられましたけれども、こういう全県1区にするしないというのを、もう保護者の方や卒業生の皆さん、地域の方々もいろ

んな御意見があると思います。自分の子供は市内にやるけれども、地元で残してほしいというようなことももちろんありますし、いろんな御意見があるというのは十分承知しておりますが、全県1区にしてしまったときにやはり私が心配するのは、特に熊本、熊本市の議員さんたちもおいでですが、これはよそごとじゃないんです。熊本市に関しては本当に郡部の方から子供さんたちがいっぱい来られて、そして熊本市内からどんどん、今でも甲佐高校や御船高校に、どんどん不本意ながらかどうかわかりませんが、行っていらっしゃるわけですけども、それが加速されるという、もう目に見えていますし、宇土あたりから、宇城地区あたりからも熊本高校、済々黌高校にどんどん目指されるという形になったときに、それが全県を舞台にして繰り上げられたとき、地域の中の人材というと、本当に人材育成とか地域を担う、これから高齢化が進んでいきますので、その中でのいろんなことを担っていく人材というのが、本当に地域の中に残るとはとても思えないんです。全県1区にしてしまっただけで、熊本高校、済々黌高校には地方からいっぱい優秀な子が来るかもしれない。その子供たちの自己実現というのを本当にかねえなければいけないんですが、じゃあ、その子供たちは熊本に果たして残るのかな。本当に熊本に残る可能性が高いのは、もっと熊本高、済々黌高の子供たちではない子供たちが多いということは目に見えているわけですけども、そういった視点からも、この全県1区でも大きな子供たちの流動化というんですか、そこら辺、特に経済的な状況が今厳しい中、これが上向きに経済的に上がっていけば、どんな御家庭の方でも、どこの地域でも子供はやれるよという状況か知りませんが、今の現実的なことからいいますと、やっぱり経済的に厳しい子供たちは、地域の学校に残ることを選択するでしょうし、残ろうと思っても選択肢が地域の中にも少ないと

というような形になってきたときに、将来の子供、熊本を担う人材はどうなっていくのかというふうに懸念をします。

いろいろ話してしまいましたけれども、そういう意味で結論から言いますと、この計画案に関してはもっともっといろんな方々の意見が反映されてしかるべきだろうと思えます。特に現場で教育をつかさどっていらっしゃる、担っていらっしゃる先生方の声が聞こえてこないというのはどうしてなのか。一部の方々は一生涯懸命動いていらっしゃるなり現場の切実感を伝えていらっしゃるんですけども、何か箝口令でもしかれているのかなというぐらいに先生方の意見を、皆さんが教育委員会の方からどんどん出してください、これに対して考えていきましょう、いい案にしていきましょうという姿勢が見えないんですけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○後藤高校整備政策監 まず全県1区につきましては、全国でも23の都府県がもう全県1区化、またはその方向で進んでおります。我が県につきましては、一度にこれをやってしまうと、まさに平野先生が言われるように熊本市地区への一極集中が進むのじゃないかというのを懸念しまして、地域高校の一層の特色づくりをやりながら、拠点校づくりを進めながら、まずは3区にして段階的に進めるという道をとっております。全県1区の理念というのは、どこからどこを受けなさいということではなくて、居住地にかかわらず受ける機会を均等に与えるという意味でございます。私どもは、当然地域の子供は地域で育つのが一番というふうに考えております。そういう意味で、あわせて地域校の重点化もこういう形で進めておりますし、中で中高一貫教育等も入れておりますけれども、これを熊本市内の高校に入れずに郡部の3ブロックの中に入れていくというのは、地域拠点高校の強

化の意味もあるということでございます。

それから、先生の御意見についてはなかなか上がってまいりませんけれども、いろんな形で今回の第二次素案については、中身を非常に詳しくイメージをつくって研究していただいているというふうに、いろんな方からおっしゃっていただいております。

○石井高校教育課長 高校教育課ですけれども、今、先生がおっしゃった学校職員からの意見が余り上がってきてないということですが、私の方からは、校長先生を通じて先生方の意見をできるだけ酌み上げていただくようお願いをしております、決して箝口令とかそういったことをしているわけではございませんので、その辺については御理解をいただきたいと思えます。

○平野みどり委員 柿塚教育長、この前、教頭会でいろんな整備計画に関する見直しを、協議を求めるような会などには、具体的にどれというふうにはおっしゃらなかったのかもしれない。行かないようにというふうにおっしゃったということは事実でしょうか。先生方がこういった場に、地域の学校を残せというような、ある意味この整備計画に反対するような、慎重に審議をしてほしいというようなグループの皆さんたちと連携をしないようにとか、そういう場に行かないようにというふうにおっしゃったという事実はあるんですか。

○石井高校教育課長 高校教育課ですけれども、その件につきましては、協議会の方の集会の件でございますね。

○平野みどり委員 この集会か何かわかりませんけれども、そういった動きをしてはいけないというか、学校外、時間外ですけれども、思想、信条の自由だと思わなくてはなりません。

○石井高校教育課長 その件につきまして、校長先生の方に、非常にシビアな内容であるので、先生方には慎重に行動していただくようにという話はしております。

○平野みどり委員 処分をしますよ云々ということはおっしゃっていませんね。

○石井高校教育課長 それはないと思います。

○平野みどり委員 そうですか。そういうふうな話もちよっと聞こえてきたものですから。

それはともかく、要するに先生方に、もう現場の方々が一番わかっていらっしゃるんですから、校長先生を通じてというとなかなか出しにくい部分も、一市民として、一教員として出せていく部分もあると思う。そういうことも含めてもっと時間をかけてこの計画というものを、中身を県民の皆さんが納得していただけるようなものにしていく必要が私はあると思ひまして、先ほど拠点校という話がありましたが、拠点校を充実させるのが先じゃないでしょうか。同時並行的におっしゃいますが、どうしてもやはり流れてしまって、地域からよその学校にというような形になっていかないと限りませんので、順番がちょっと違うのではないかなというふうに思います。そういう意味で慎重にもっと時間をかけて計画を見直していくという必要がある。いろんな方々が直接お話をひざ突き合わせて、先ほど柿塚教育長でしたか、おっしゃいましたが、ひざ突き合わせて話し合えるような場をやっぱりつくっていく必要があるというふうに思います。

○柿塚教育長 今、平野先生から、ひざを突き合わせてということでございますけれど

も、私自身も山都町には出かけてまいりましたし、また町村から直接私どもに電話があって、今度は教育長と対でお話を直接させていただきたいということでもお会いしましたし、そこでも意見交換をしておりますし、私の思いも語りました。向こうの当局の考えも聞いております。そして、そういう流れの中で、より我々も意見を聞きながら、こういう方法がとれないか、今、公にできないから非常に残念なんですけれども、そこまで踏み込みながらお互いが認識を少しでも少しでも近づこうということで努力していることは、ひとつ認めていただきたいと思います。

○平野みどり委員 最後に、もう答弁は求めません。わかりました。個人個人でそういうふうに対応されて丁寧に御説明されているということは、本当にそうだというふうに思います。ただ、こちらで要望されているのは、平場でオープンな場でいろんな方々がこういった意見を持っているよということを出し合えるような場をつくってほしいと言われているわけですから、それに関しては、よりよい案をつくるという意味では、積極的に本当は取り組めるだろうというふうに私は思います。

○柿塚教育長 私も今は、ひざを突き合わせてということでお答えしましたけれども、私ども、先ほど高校整備政策監も言いましたように、あるいは課長も言いましたように、本当、小さな会でも、この保護者の集まりがあるからぜひひそこに来て高校再編について話していただけないかという要望があれば、今まで一回も断ったことはありません。すべてうちの担当が出かけて精いっぱい丁寧に説明させていただき、そして意見をもらい、そして翌日私が報告を聞く、そしてそれに対しての私なりの考えを言う。そういう形で今まで少しずつ少しずつ繰り返してきていること

も、ぜひ平野先生、御理解してください。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。  
はい。

○守田憲史副委員長 学区制の緩和なんですけれども、自分の考えとしては、今まで5%だったのが6.5%。これは僕は、実質上、門戸を閉ざしていると思うんです。やはり機会均等ということを考えるならば、もっともっと緩和されるべきだと僕は思います。本当、平野さんが先ほどおっしゃった熊本を担う人材がいなくなると。では就職とか大学はそれに関係なく個人が決めておりますし、熊本市内の高校生がよそに行かないといけなくなるならば、学級減の方をちょっと考えるべきであって、学区制とはまた別の問題ではなからうかと僕は思うんですけれども、全国で23都府県が全県1区である中、まだ熊本は6.5%。これはやはり僕は、拙速とかおっしゃいますが、私は機会均等の方をやはり優先していただきたいと思います。

それと、全然自分の感情論ですが、熊本は6.5%ですよ。これははっきり言って、言葉は悪いかもしれませんが、市外から高校生は市内に入ってくるなよと言っているようなもので、熊本市は政令指定都市になりたい、それはそれで僕は必要性があると思うんですけれども、政令指定都市にはなりたくない、市外から高校生はやってくるな、もうどっちかにしてくれって。よかところばかりで、熊本市は熊本市で懐を深くして政令指定都市になってほしいと、感情論ですが思います。

○倉重剛委員 関連して。熊本市、我々は熊本市ですから、非常に一極集中という形で、いつも攻撃を受けるわけです。きょうは、新井先生がいらっしゃるんです。我が高校、済々黌高の学校長を経験をされておると思います。我が校は110何年かの歴史を持っている

のです。（「25年」と呼ぶ者あり）125年。その中でやっぱり過去の歴史文化といった、そして名声を受けるような天下の済々黌高。校風をつくったのは、基本的には郡部集中の優秀な人たちが支えて、それに乗じて学校の伝統ができたという経過があります。したがって、私はそういう面から言うと門戸は将来的には広げていく必要があるだろうということも基本的にもそう考えますけれども、そういうこともぜひこの高校再編の中でそれぞれの議員の先生方も十分考えていただいて、熊本市だけ悪者にしないでほしいんだ。

また学区を、郡部に拠点構築するので、並行してつくるべきだということは教育長もおっしゃっている。これは非常に大事なことです。だからやっぱり特色のある学校というものに魅力を感じながら、熊本市の地域の生徒たちも求めて、そういう学校に行く、そういう事例があります。例えば熊高、済々黌高に十分入学できる学力を持ちながら、サッカーが好きだということで大津高校に行った、私の極めて身近な例がありますね。そういうこともありますから、ぜひそういうことも含めながら必要な措置をとっていただきたいということをお願いしたいと思います。意見です。

○氷室雄一郎委員 具体論を述べたいと思うんですけれども、いろいろ総論はお話を伺いましたので。

教育長の御説明の中に、今後計画につきまして、夏をめどに素案から案にという、パブリックコメントを入れて、秋をめどに計画を決定できればと考えておる。なかなか今、説明会もあっておりますが、もう終わったと思えますけれども、この計画決定の中でほとんど修正なり御意見を入れる余地なるものは、極めて限られた状態ではないかと思っておりますけれども、何か秋までの流れの中で考えられることといたしますか、説明会も終わりましたし、時間的には非常に窮屈な中で計画を進

められていることにつきましては高く私は評価しておりますけれども、極めて限られたことしかも反映できないんじゃないかと私は考えておるんですけれども、その辺のところ、秋までの計画決定、素案の決定に際しましてお考えになっていることを、これ以降、皆さんの御意見を聞き入れることが可能なのかということをお答えできれば、それでも結構でございます。簡潔にお願いします。

○柿塚教育長 今氷室先生がおっしゃられましたように、現在、説明会を一応前段の分は終了させていただきました。正直言ってその中身すべてが、単発的には私のところに、先ほど申し上げましたように届いて、そして担当から説明を聞きますが、それを総合的に教育委員の方々にも語りながら説明しながら、我々としては、意見を求めながら、そうしていく必要性はあると思います。そうすると、そういう流れの中で、先生がおっしゃられるように、もう大枠は決まっておるじゃないかというような思いのようでございますが、意見を聞いて、そして統廃合等の、ここに御提案しております提案の中でも、まだ我々が真剣に考えなければならぬ面もあるかもしれませんので、そういうものについての私なりの思いを委員の方々には説明させてもらおう、そんな思いを持っております。

○吉永和世委員長 ほかに。はい。

○松村昭委員 教育長、再編は仕方ない、これはやらなければいかぬ、避けて通れん問題だというふうに思います。これは積極的にやっただき、大変感謝していますが、一方では先ほど倉重先生が非常に言われましたように一極集中、これは高校だけじゃなしに熊本はどんどん大きくなっていくこともいいことですけれども、じゃあ過疎の地域はどうなっていくのかという問題、教育を含めて、例

えば昔は玉名高校とか八代高校とか人吉高校とか拠点校が非常に力を発揮して、それなりの役割を果たしてきた。やっぱり学校も経営と言いますが、校長先生はいい校長が来たと思えば、2年すればすぐどこかいいところに連れていくというような格好。しかも校長が経営を考えるなら、教頭先生を自分で選択して、この人がいいというような方で連れてこられれば、より効果の上がる教育ができるんじゃないかなという、これはわかりませんが、そういう経営的なことから考えると、そういうことをやっぱり拠点校に力を入れておいて、そしてそういうところの統合も進めていくというようなことにはまだまだ欠けているというような感じがします。

例えば、多良木高校は非常に野球が強かった。当時は熊工と張り合っていた。この頃は熊本からも、プロに行ったりあるいはノンプロに行ったりした選手がおった。最近は何もそういう人たちが出てこないところを見れば、競争は激しくなったんだろうけれども、やっぱりみんながよそに出ていくんじゃないか。例えば、私の方の地域からも100名近い人が出ている。これはもう仕方ないにしても、スポーツの選手もいいのが全部が県外に出ていくんです。そういうことを考えれば、やっぱりそういうところの拠点校、いわゆるスポーツで、もうちょっと身を立てるような専門的な先生をそこに置くとかして、以前のような学校のあり方をもうちょっと突っ込んで考えていただかなければならぬ。2年で校長が変わるといのは。

例えば、今、議会の事務局の秘書をしてるのは全部で2人おりますが、2人とも球磨からの嫁さんなんです。たまたまか知りませんが、人吉に勤務しておったときに嫁さんを見つけ連れていった。だから今は過疎なんです。そういうことは先生たちも一緒です。先生たちも球磨に来た。熊本市、周辺地域が多いから、先生になって球磨へ来る。

そうしたら地元から嫁さんをもらって、熊本で居つくというそういう現象で、熊本だけが一極集中で大きくなって、田舎はどんどん、過疎に歯どめがかからぬ。県庁もそうです。

ですから、もっと拠点校なり、あるいはそういう学校経営のあり方、それで拠点校と同時にそういう特色のある、農業学校は農業学校。やっておられるんですけれども、もうちょっと突っ込んでその辺を見えるようにしていただく。そうすると、地域の人たちも安心してこの整備計画に乗っていくんじゃないかな。

例えば、この中高一貫教育校も3つでしょう。やりやすいところ、寄りやすいところということで説明を受けておりますけれども、例えば阿蘇でも球磨でも、玉名にはある、八代にはある、宇土にはあるという寄りやすいところだけのそういうことで、要するに田舎からどこに出てきなさいということなんですよね。ですから、もうちょっとそういうことも含めて検討をする必要があるんじゃないかというふうに私は言ってきたんだけど、なかなか検討せん。

その辺も含めて教育長、もうちょっと今、平野先生から話があったように、非常にやっぱり問題が出ております。そのこともやっぱり考えて、ただ一応ここでやるじゃなしに、そういうことも一方ではやらんと。市町村合併じゃないけれども、あめとむちがあったけれども、あめがなくてむちばかりだったと言っているんです。そういうことにならぬように、もうちょっと突っ込んでやっていただきたいな。

学校経営の中は——経営ですから、校長先生が2年でも、3年でもおるところもあるんですけれども、優秀な先生をしっかりと5年ぐらい置いたら学校は変わると思うんです。校長先生をかえて、もう本当に極端に変わりますからね。だから校長の選択というのは非常に難しいと思うんですが、そういういい先生

を田舎の学校で阿蘇とか球磨とかそういうところには——氷川とか、今もやっておられます。よりそういうことに力を入れていただければいかがなものかなと思いますが、どうでしょうか。

○柿塚教育長 松村先生がおっしゃられることは重々わかります。県立再編でございますので、県立高校の舞台に私が上げて話すと非常に厳しい面がありますが、義務もしかりでございます、例えば文部科学省あたり、あるいは県の指定校に2年なり3年指定を仮にします。その間は原則として校長先生は頑張ってくださいということになるわけですが、一生懸命頑張られます。しかし指定が終わる、そうすると2年たつ、あるいは3年たつてお邪魔しますと、そのときの特色というものがもう完全に途絶える、そういうような実態等は多々私も聞きますし、私の目でも見ますし、そういうのもありますので、少しでも長くという考えは、とても理解ができません。しかし、一方で何か校長先生方の年齢構成というのを考えたときに、何か新陳代謝が……

○松村昭委員 やはり考え方がいかぬ。退職2年前だから校長にしようなんという考え方は、やっぱりやめた方がいいですよ。会社でもそうですよ。つぶれるもたんです。ですから、学校が活力なくなるのはそういうものなんですから、これはひとつ教育長、ぜひいい先生、若い先生をどんどん引き上げてやる。できない先生を校長先生で年功序列でやっておったんじゃ、学校はたまったもんじゃない。それは警察だって、試験に通らぬなら絶対部長になれぬじゃないですか。そういうふうに、やっぱり厳しくやらぬとよくならぬです。

○柿塚教育長 先生、私どもも試験を実施しております。



○松村昭委員 30年前に1回したばかりじゃないですか。

○柿塚教育長 以前はなかったみたいですが、今でも、面接でやりよったみたいですが、今は完全に校長、教頭も試験を全部受けてパスした者の中から、公報掲載しながらやっております。

○松村昭委員 立派な先生が校長になっておられますけれども、やっぱり経営ですから、年功序列でもう校長、これはしようがなからうというようなことじゃなしに、若い人を引き上げて、さっき言ったように5年でも6年でも置くようなことを、学校人事課長、考える。ようならぬよ、熊本県は教育県なら。以上、終わり。

○吉永和世委員長 ほかに。

○倉重剛委員 我が党においては、いわゆる集中審議をやろう、党として一つの方向性をつくろうということで、誠心誠意努力しています。

民主・県民クラブもいらっしゃるし、公明党もいらっしゃるから、それぞれやっぱり党の意見というものを個人だけのいわゆるエゴじゃなくて、全体的な複合党としての意見統一をぜひやっていただくように、我々からもお願いをしておきたいというふうに思います。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に採決に入ります。継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第1号についてはいかががいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第1号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、請第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第4号についてはいかががいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りします。

請第4号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、請第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第5号についてはいかががでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りします。

請第5号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。よって、請第5号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第6号についてはいかががいたしましょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りします。

請第6号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について閉会中も継続審査することを、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

教育委員会から報告の申し出が2件、教育委員会、警察本部共通の報告が2件あっております。

執行部の説明後、質疑を受けたいと思います。

まず、報告事項の中で県立高等学校の再編整備等に係る計画の策定状況等については、さきの請願の説明の中で後藤高校整備政策監から報告がありましたので、この場での説明は省略します。

それでは、報告1からお願いします。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

報告1の方でございますけれども、お手元に熊本県教育振興基本計画の策定についてという1枚紙の資料があります。ごらんいただきたいと思っております。

この件につきましては、本会議で小杉委員からも御質問がっておりますので、簡潔に説明いたします。

まず、1の策定の趣旨でございます。昨年12月に教育基本法が改正されまして、第17条第2項に、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた計画を定めるよう努めなければならない旨が定められております。教育をめぐる情勢が大きく変化する中で、本県の教育振興の方向性を県民の皆様にお示しすることは有意義なことと考えておりまし

て、教育振興基本計画を策定することとしております。

次に、2の計画の概要でございます。計画の期間、対象、内容等はそこに記載しているとおりでございますが、幼児から高齢者まですべての県民を対象としまして、学校、家庭、企業、地域社会等が一緒になってかかわります教育、文化、安全などに関する施策を取りまとめることとなります。そういうことから、組織としまして知事部局及び県警本部の関係課と十分連携をとりながら策定作業を進めてまいります。

さらに、策定方法でございますけれども、そこに記載している方法等で広く県民の方から御意見をいただきますとともに、この計画自体が議会の議決案件に当たると考えておりますので、当委員会には適宜進捗状況を御報告して、御意見を賜りたいと思っております。

それから、このペーパーの裏の方でございますけれども、昨年9月に示されました国の計画のイメージ素案でございます。

国においては現在、中央教育審議会特別部会で検討中ございまして、そういった審議の途中の情報等をできるだけ収集しながら、本県の実情を踏まえた計画策定に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で本件の報告を終わります。

○吉永和世委員長 次に、教育委員会、警察本部共通の報告事項について報告をお願いします。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元に熊本県中小企業振興基本条例への取り組みについてという資料があるかと思っております。この基本条例は経済常任委員会所管になっておりますけれども、全庁的に関係するということから、当委員会においても報告させていただきます。

まず、条例の概要について簡潔に説明いたします。

資料の1ページから2ページにかけて、第4条に基本方針等という項目が上がっております。その第1項には講ずるべき施策が、第2項には講ずるべき措置が明記されております。

2ページの講ずるべき措置というところに、県が発注する工事及び役務の調査事項に当たっての留意点、あるいは中小企業の経営安定支援、国等への中小企業振興策の要望など、多岐にわたり列挙されております。

第5条では、財政上の措置を規定し、第6条では中小企業の努力を促し、第7条では県民の理解と協力を求めています。

次に、この条例の取り組みにつきましては、5ページから6ページにかけて記載がされております。

推進体制としましては5ページに書いてありますように、中小企業の振興をつかさどります商工観光労働部が全庁の調整や取りまとめを行い、施策の推進を図ることとされております。

6ページの方の取り組みの内容としましては、商工観光労働部において施策の取りまとめや公表を行います。条例の庁内周知を図る、そのほかに関係機関等と連携して、中小企業や県民の方々に対する啓発を図ることとされております。

中小企業は、県内事業者の99%を占めると聞いております。その振興は県政にとりまして重要な課題でございますので、今回の条例制定を機にさらに取り組みを進めていくこととされております。

教育委員会に関する事項としましては、人材育成という点で広くかかわることになります。資料には10ページあたりに、高校教育課の事業を載せております。

そのほか、県立図書館におきましては、平成17年2月にビジネス支援情報コーナーを

設置しております。本年度からは、中小企業診断協会熊本県支部の御協力によりまして、起業経営無料相談会を開催しております。本年5月の連休明けから来年の3月23日まで、毎月2回、第2と第4の日曜日に開催することを計画しております。

以上でこの件の報告は終わります。

引き続き、教育庁における平成18年度における行財政改革の取り組みについて御報告いたします。

A4の横向きにしました2枚つづりの資料があるかと思えます。これについて、主なものを説明いたします。

1の行政改革の組織体制の見直しに掲げております県立高校の統廃合に触れた件等につきましては、さっき説明があったとおりでございます。

次に、業務の見直しとしては、耐用年数や入居率等をもとに策定しました教職員住宅廃止基準に基づきまして、7つの教職員住宅を廃止しております。

2ページに移ります。

利用率が低い公の施設の見直しでは、藤崎台野球場と総合射撃場に指定管理者制度を導入しております。今後も、サービス向上及び利用拡大に向け、適切な管理運営がなされるよう指導してまいります。

また、天草青年の家など4つの青少年教育施設については、あり方検討委員会で見直しを進めておりまして、利用者拡大のための条例改正、施設使用料の見直し、指定管理者制度導入の継続検討など今後の方針を決定しております。

それから県出資団体等の見直しでは、財団法人県スポーツ振興事業団について、県職員の派遣を廃止し、今後も民営化に向けたあり方を検討してまいるといふことになっております。

次の財政改革の収入構造の見直しでございますけれども、1つには、教職員住宅の賃借

料を改定しておりまして、平成18年は前年度比約6%の増額改定をし、本年度は18年度に比較しまして平均8.9%の増額改定を行うこととしております。

2つには、県立高等学校実習基金の循環的活用でございます。平成18年度は基金への積立額を800万円ほど削減して運用し、今年度は農業系から水産系への額を1,000万円ほど計上して運用することとしております。

それから次のページ3の意識改革でございますけれども、成果重視型の人事管理、人材育成のシステムにつきましては、1つには、一人一人の教職員の資質の向上を目的として、新たな人事評価制度を導入しております。各自で立てていただきました自己目標をみずから評価する自己評価と、複数の管理職が各職員の職務行動を評価する評価者評価を盛り込みまして、平成18年度から県内の全公立学校で実施しております。

2つには、教職員の研修のあり方でございます。昨年度、企画調整委員会で各研修の見直しを行い、160の研修を123に再編しまして、本庁各課で実施しておりました35の研修を教育センターに移管しております。その結果、本年度から研修全体の7割を教育センターで実施することになります。

最後に、本年度も3月に報告しました平成19年度実施計画に基づきまして、教育庁における行財政改革の着実な取り組みを進めてまいります。

以上で教育庁の取り組みに関する報告を終わります。

○松本警務課長 警務課です。

警察本部で取り組みました平成18年度行財政改革の施行につきまして、お手元に配付しております報告資料、警察本部における平成18年度の行財政改革の取り組みについてに基づいて説明いたします。資料1ページをお願いいたします。

行政改革における取り組み事項、治安情勢等に応じた警察署、交番及び駐在所の管轄区域の見直しについてであります。平成18年度は2交番の新設に伴う管轄区域の見直しを実施しております。

まず1つが、島崎交番の新設に伴う管轄区域の見直しであります。西回りバイパスの整備、新幹線工事等による事件等の増加に対応するため、熊本南警察署管内の島崎駐在所を廃止し、島崎交番を新設し、隣接する新町交番の管轄区域を見直し、その一部を島崎交番の区域としました。

2つ目が、地域住民の要望を受けまして、夜間における菊池警察署管内の南部地域の体制を強化するため、管内の広瀬駐在所、住吉駐在所及び泗水駐在所の3駐在所を統合し、花房台交番を新設しております。

次に、県出資団体の見直しについて御説明いたします。資料2ページをお願いいたします。

県出身団体等に対する県の関与に関する指針に基づきまして、平成18年3月に策定しました警察本部所管の県出資団体等に対する関与見直し実行計画に沿いまして、警察本部が所管する財団法人熊本県暴力追放協議会に対する県の関与の見直しを進めているものであります。

この計画に基づきまして、平成17年度から平成21年度までを実施期間として、累計で160万の県費支出の削減等を予定しております。平成18年度は、前年に引き続きまして39万円を削減しているところであります。

本年度におきましても、行財政改革の必要性、重要性を認識しまして、平成19年度実施計画に基づいて、警察本部における行財政改革に取り組んでまいります。委員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。報告を終わります。

○吉永和世委員長 報告が終了しましたの

で、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○小杉直委員 教育委員会の報告事項の1を聞きます。

私の本議会での質問の紹介までしていただいて、ありがとうございます。

腹が減っているので元気ありませんが、さっきの説明の中に、知事部局と県警察と連携、協議して、総合的計画をつくるという話があったですね。これは教育長の答弁でもきちんともありましたが、その辺がこれに載っておらんがな。それに対するお答えを。

○吉村教育政策課長 失礼しました。たしか文章の中には、そこまで書いていなかったと思います。

ただ、ここの17条の2項に地方公共団体はとありますように、教育委員会はということではなくて、地方公共団体はということですので、知事部局それから警察の方にも一緒になって考えていただくというふうに解していただきたいと思います。

○小杉直委員 今回の教育大綱は議会承認はなくていいんですね。教育委員会とか学校部局ですね。今度のこの基本計画は、議会承認が必要になるわけでしょう。本議会でもいろいろやり取りしたこともあるし、今言葉でもおっしゃったけれども、その条文は入れぬでも何か基本計画の概要とか策定方法の中身ですたい。やっぱり今度は総合的な計画にせんといかぬけん、知事部局とか県警察と協議、連携して総合的計画の方向で進むぐらい入れておいた方が私は無難と思うがな。入れぬで言葉で言うておったっちゃ、なかなか、月日がたつて、文言ば文章に入っておらん、入っておるとで若干違ってくるおそれがありますが、どうですか。

○吉村教育政策課長 既に幹事会を立ち上げておまして、その中に、警察の方にも入っていただいております。

○小杉直委員 はい、わかりました。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

それでは次に、その他で何かございますでしょうか。

○氷室雄一郎委員 長時間になって、済みません。

警察の方に、まず夏の花火大会がいつもやっておったんですが、いろんな道路の関係で移動しておりますね。それで、もちろん交通規制もなされると思うんですが、この出店関係の規制が非常に厳しいということなんですが、あそこに移って、一番にぎやかなところでございますので、この辺に歩行者天国もございまして、この辺の規制についてはどう考えておられますか。昨年の出店関係は、厳しい規制があったんでしょう。

○木庭交通規制課長 昨年度の藤崎台球場の方で、また花火大会が実施されると聞いておりますけれども、出店の関係については、申しわけありませんが詳しく承知しておりません。これから具体的な規制の内容等々を検討していくことになっていきますので、その中でそういった出店の許可申請とか道路使用とかを考えてみたいと思います。

○氷室雄一郎委員 昨年は、出店関係については、どのような規制をされましたか。

○木庭交通規制課長 詳しくは承知しておりませんが、道路使用許可基準に基づいて取り扱っていると思います。

○氷室雄一郎委員 市民の皆さんはあそこに集まって、中心地でもありますし、いるところは若干違いますので、1回目はいろいろ規制が厳しくあったとお伺いしているんですけども、経済的な効果なり、また築城400年ということで、県民の皆さんまた全国の皆さんに知っていただかないかぬ機会だと思います。その辺の交通規制はもちろんといたしまして、出店関係の規制が非常に厳しくて、歩行者天国の方を何とかできないのかということも考えられるわけでございますけれども、その辺はどがんするかも、まだことは決めておられぬわけですか。

○木庭交通規制課長 規制につきましては、走行禁止とかいう警察署長の権限の規制で実施しております。それから出店につきましては、必要であれば道路使用許可ということで対応していると思います。

ただ出店につきましては主催者側のいろいろな提案で自主的なお願いをする場合もあると承知しておりますので、先ほど申しましたように最終的には警察署の方で担当しておりますので、申しわけございませんが詳細を承知しておりませんので、今後、警察署と打ち合わせまして対応していきたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 本年度は、昨年と同じような方針でやられる考え方なのかということが1点と、もう一つは、あそこで花火大会をやるのがどうかというふうに私も疑問に思っているのですが、教育関係者にも聞きたいんですけども、文化財の近くでは花火はなかなかやらないわけでございますけれども、あえてやられた。場所を変えられたということであれば、その文化財の近くでやるということとは別にしまして、警察の出店に対する規制については道路許可とか云々と言われましたけ

れども、この辺を柔軟的に考える要素はあるのかということをお尋ねしているわけです。

○木庭交通規制課長 ことしも、先ほど申しましたように、花火大会が藤崎台で実施されるということは聞いております。規制につきましても、去年と大幅に大きく変えるという方針でないということは、北署の方からも報告を受けています。ただ、若干の見直しは、交通規制については実施することがあるというふうに聞いています。

先ほど申しましたように、その露店の関係ですけれども、これにつきまして一応、昨年は道路上の露店について許可はしていない、施設の中で当然露店はやっているということでございます。

それで、露店の通りについての道路使用許可ですけれども、いろいろありますけれども、基本的にはこういった道路使用許可につきましても、やはり住民の、地元の方の総意というのが非常に大事になってきますので、そういうことを勘案しながら、それから基準に基づいて、県の規則で道路使用許可の基準等がありますので、その辺を勘案しながら対応していきたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 今の説明を聞きますと、まだちょっとわからぬところがあるんですが、主催者側の対応も考えないかぬわけですけれども、主催者側から要望があった場合については何らかまた、今の答弁と違うような考え方ができるんですか。

○木庭交通規制課長 道路使用許可というのは、一つ一つ具体的に許可を出しておりますので、なんとも主導的にはなかなか難しいところがございますけれども、さっき申しましたように基準がございます。それに許可するに当たっては、やはり地元の合意あるいは主催者側の意向等も加味して対応したいと思っ

ております。

○横内本部長 御質問の花火大会については私もまだ承知しておりませんが、いずれにしても花火大会の会場は道路の交通の問題もございまして、また雑踏警備といった観点からも安全に問題がございまして、いずれにいたしましても今後、北署の方と具体的にまた検討していきたいと思いますが、その結果等も踏まえまして、警察本部としても地元の方の意向も踏まえまして検討したいと思っております。

○氷室雄一郎委員 まだ明確に決まっていないと考えていいんですか。

○黒木交通部長 よろしいですか。先ほどから質問をお伺いしておりますけれども、そういう具体的な、地元の意向であるとか道路使用の問題で、警察署の管轄になっておりまして、警察本部では受けてないわけで、それは把握していなければならないといえ、それまでですけれども、そこら付近の話も聞きながら、それから交通規制課長が申しあげましたように、この道路使用というのは道路を使用するための許可の話でございまして、交通の安全、円滑上の問題でもあるわけでありまして。それから今、本部長から答弁がございましたように、花火大会が、道路交通の安全や防犯、子供の安全、そういう問題も出てくるだろうと思っておりますが、あくまでも道路使用上、道路を使用することについての問題は、これは道路使用区間ということになってまいるわけで、そういう話も地元の意向あたりも聞きながら、今から北署あたりが煮詰めていくことだろうというふうに思っております。

それから、もう一つの歩行者天国の話ですが、それ一応、私も春に来たばかりで報告はまだ受けておらないわけですので、そう

いう意向がございましたら北署の方にまた話をさせていただいて、さっき言いましたように交通の安全・円滑上の問題、それから花火大会全体の、先ほどの諸般の問題などを聞きながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

何度も申しあげましたように、今初めてこの話を聞いておりますので、そういう話をこちらからも署の方で聞きますし、それを協議する段階で本部としての意見も申しあげていきたい、そういうふうに考えております。

○倉重剛委員 関連で。これはお礼を申し上げたいと思うんですけども、下通繁栄会で、商店街に非常に圧迫を加えるということで先般、違法出店——いわゆる出店ですね、がはばかって、暴力団関係も裏にあったということで、北署がそれを徹底的に排除していただきました。非常に、周辺の商店街は喜んでおります。

そういうのは、モラルも何もないわけですね。しかも、夜に青少年に対する圧力があつたりというようなことですね。だから、ここ辺をけじめはびしっとつけていただいたので地元の人は非常に感謝しておりますけれども、そういうことも考えながら、防犯上もそれから交通上もぜひ対応していただきたい。

今の質問とはちょっと違いますけれども、御礼を申し上げておきたいと思っております。ありがとうございました。

○小杉直委員 2つ。1つは、今、倉重先生のお話ですが、これは今おっしゃったように、下通での不法屋台に対する取り締まりは非常に高い評価だったということは私も聞いております。氷室先生がせっかくあれだけおっしゃいますので、状況をよく把握していただいて、また後日いろいろ御説明されることをお願いしておきます。

2つ目ですが、これは我々にも関係するこ

とでございますけれども、選挙違反の取り締まりについて、ちょっとお尋ねをしたいわけです。

刑事部長が、きょうの新聞によりますと御勇退ということでございますので、きょうの委員会が最後かもしれませんが、刑事部長に、捜査二課長もいるかもしれませんが、刑事部長に御質問をいたします。

実は来月は参議選がございまして、衆議院の補欠選挙がございまして、かなり激しい選挙になると思いますけれども、買収とか供応とかはよく県警は昔から摘発をされておるですね。私も以前は、それはようしよったわけですが、近年、文書違反が非常に多くなっておりますね。幾つもありますけれども、特に私が気づくのは、候補者本人が選挙期間中に、私もある人のカラー名刺を持っておりますが、これは後援活動として告示前までは節度ある配りはいいいわけですね。ところが、選挙期間中に、候補者になろうとする者、その人が繁華街とか人通りの多いところで、本人の名前を書いたのぼりを立て、そしてリーフレット、カラー名刺をどんどん通行人に配っておられる。そういう姿を選挙のたびにみるようになったわけですね。

その一つの理由が、やっぱり仕立ちの効果をねらうということが近年出てきたわけですね。ですから、政治家になろうとする者、なった者はやっぱりモラルとか法律をきちんと守るといのが一番の大事なことであって、そういう人たちが——私を含めてですが、モラルとか違反をするということは極力避けるように、しないようにしなければならない。しかも、規範意識が非常に薄らいでいる今日において、やっぱり規範意識の保持のためにも、どうぞひとつ目に余るようなそういう文書違反行為については積極的な警告、場合によっては、言うことを聞かぬなら検挙をしていただくという方向で、ぜひお願いしたい。

というのが、一般有権者は「おお、よう頑

張っておるな」と。違反ということを知らないわけですね。ですから、違反ということを知らずに、そうやって選挙期間中にどんどんやりますと、一般有権者は「頑張っておるけん、この人を支持しようかな」というふうにやっぱり勘違いになりがちでございますので、非常に押し並べて考えますと不公平性が出るような気がいたしますので、日ごろから警告、検挙されておると思いますけれども、来月の参議院選、衆議院選をひとつきっかけに、文書違反取り締まりも力を入れていただくように、まだ任期中でございますから、御答弁いただきたいと思います。

○林刑事部長 小杉先生の温かい御質問をいただきまして、最後になりますけれども、御質問に対してお答えしたいと思います。

まず、文書違反の警告件数ですけれども、今言われましたけれども、警告は結構やっております。前回の参議院選挙、16年の7月が228件、それから去年の衆議院議員選挙、9月でしたけれども、これが101件。それぞれ強力に、文書警告はやっております。

先日の統一地方選でも、文書違反の警告は相当やっておりますけれども、今言われましたようなことを頭に置いて、来月行われます衆議院あるいは参議院の同日選挙に対して、県警としましても近日中に警察本部及び県の各署に選挙違反取締本部を設置しまして、選挙の公正を確保するために強力な取り締まりあるいは警告等を行っていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○小杉直委員 関連で、何といひますか、ホットな質問で、その数字まで把握されておるのでびっくりしたわけですが、どうぞひとつ目に余る違反行為ということ、警告を聞かぬ場合は検挙していただいて結構でございます、私も含めて。



そういうことで、ひとつ県警の取り組みをぜひお願いしておきます。以上です。

○林刑事部長 今、先生がおっしゃったように、悪質なものについては警告を繰り返して、それでも直らぬ場合には検挙を前提としてやりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○小杉直委員 私も身を引き締めますので、よろしく願います。

○倉重剛委員 申しわけないんですけども、私も反省しないといけないと思うんですけども、同じようなことで後援会看板のはんらんはすごいですね。あれには印紙を張らなければいけないということは、我々はよく知っておるんです。私も、違反は大分あると思います。早速きょうは何したいと思います。そこら辺も含めて、ぜひひとつよろしくということになると怒られるような気がするけれども、非常にはんらんをしているんですよ。

○林刑事部長 今、質問されましたことについては、私は去年の11月ごろ統一地方選を前にして後援会活動の看板がはんらんしておりましたので、一斉に警告しております。私の記憶では200件ぐらいあったと思います。これからも、そういうのも含めまして、県警としまして公正を確保するためにやってまいりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○守田憲史副委員長 要望です。飲酒運転の警官の方の免職の件なんですけど、取り締まる側の苦渋の決断だったというのは推測できるんですけども、やっぱり私は最近の飲酒運転の厳罰化の流れというのは反対です。やはり刑罰というかペナルティーというものは、ほかの犯罪の違反もありますし、やはりバランスが必要だと思います。最近、そのバラ

ンスがちょっと崩れているんじゃないかならうかと思います。

本当は、その風潮についてはマスコミにも言いたかったくらいなんですけれども、おりなさんなんですけれども、やはりバランスは今後大切にしていきたいと思えます。

○横内県警本部長 先般、職員の事件につきましては、非常に皆様に申しわけないと思っておりますが、ただ、この処分につきましては、恐らく1年前であれば懲戒免職にはしてなかったと思います。ただ、委員も御承知のとおり、昨年8月に福岡県で子供さんが亡くなった悲しい話がありました。それ以降、非常にこの飲酒運転ですね、そういった全く罪のない子供を3人殺してしまう、そういった非常にこれは、やはり飲酒運転の恐ろしさというのが社会にも浸透して、非常にこの飲酒運転根絶に向けてものすごく、警察だけでなくいろんな関連の業界にしても、県民の方も取り組んでいるところでございます。

そういった中で、現実に、委員おっしゃるように、他県なんかでも従来より飲酒運転事案に対する処罰は厳しくなっている。

社会全体が飲酒運転の根絶に取り組んでいる中、特に今回の件につきましては、まさにこの飲酒運転ということは、警察としても飲酒運転取り締まり強化に取り組んでいるさなかにかこういことがあったわけでございます。しかも、飲酒運転というのは、これは本人が自覚すれば絶対に防げる、自分が自覚していれば絶対に防げる事案だと思えますので、そういった点も考慮しながら、今回の事案としては、私は免職が妥当であるというふうに判断をしたわけでございます。

いずれにしても、この処分というものは、個々の事案事案に応じて、対応とか社会的影響とか、そういったものを総合的に、今後勘案しながら対処したいというふうに考えております。

○吉永和世委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、陳情書1件、要望書1件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

委員各位、執行部の皆さん大変御苦労さまでした。

午後1時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長